
さぬき市障害者計画（第5次）
さぬき市障害福祉計画（第5期）
さぬき市障害児福祉計画（第1期）

平成30年3月

さぬき市

はじめに

さぬき市では、平成27年3月に「さぬき市障害者計画（第4次）及びさぬき市障害福祉計画（第4期）」を策定し、障害のある人一人ひとりの生き方を大切にし、地域とのつながりや温かいふれあいのなかで、自分らしい生活を送ることができる「だれもがいきいきと輝いて暮らせる“共生のまち”さぬき」を目指して、障害者福祉に関する様々な施策を推進してまいりました。

一方、国においては、平成23年8月に障害者計画の根拠法である「障害者基本法」が改正され、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれました。

その後、平成25年4月には、それまでの障害者自立支援法に代えて、新たに「障害者総合支援法」が施行されましたが、同法では、制度の谷間のない支援の提供を行うほか、個々のニーズに基づいた地域生活支援体制が整備されるとともに、難病患者が障害者福祉の対象に含まれることとなりました。

また、平成28年4月から施行されている障害者差別解消法では、障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止とともに、合理的配慮の不提供の防止が定められました。

加えまして、国は「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定し、平成32年度までの3箇年にわたり政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めているところであり、これを受けて、各都道府県及び市町村では、当該計画を基本として、各地域における障害者の状況等を踏まえ、都道府県または市町村障害福祉計画を策定することとなっております。

なお、今回の計画策定にあたっては、市内在住の障害のある方を対象に、日常生活の状況や福祉サービスの利用状況、今後の利用意向等を把握することを目的にアンケート調査を実施したほか、障害者サービス提供事業所にも、活動状況や課題及び今後の意向等のアンケート調査を行い、これらの結果を計画に反映することに努めました。

今後におきましては、障害の有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていけるよう、市民の皆様とともに共生社会の実現に向け取り組んでまいりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定にあたり、ご熱心にご審議をいただきました計画策定委員会の委員をはじめ、貴重なご意見を賜りました皆様に対し心から感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

平成30年3月



さぬき市長 大山茂樹

目 次

第1部 計画の策定にあたって.....	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 障害福祉に関する制度・施策の変遷.....	4
3. 計画の性質.....	8
4. 計画の構成と期間.....	8
第2部 さぬき市障害者計画（第5次）.....	11
第1章 障害者の現状.....	13
1. 人口・世帯の推移.....	13
2. 障害のある人の動向.....	14
第2章 アンケート調査の結果.....	23
1. アンケートの実施概要.....	23
2. さぬき市障害福祉に関するアンケート調査の結果（概要）.....	24
3. 事業所調査の結果（概要）.....	34
第3章 計画の基本課題.....	38
1. 障害や障害のある人に対する啓発や交流.....	38
2. 生活支援サービスの提供.....	38
3. 保健・医療体制の拡充.....	38
4. 保育・療育・教育の提供.....	38
5. 障害のある人の雇用・就労の促進.....	39
6. 障害のある人の社会参加の促進.....	39
7. 生活環境の整備・向上.....	39
第4章 施策の展開.....	40
1. 計画の基本理念.....	40
2. 施策の展開にあたっての基本的な視点.....	41
3. 施策体系.....	43
第5章 計画の推進.....	44
1. 啓発・交流の推進.....	44
2. 生活支援サービスの提供.....	47
3. 保健・医療体制の充実.....	50
4. 保育・療育・教育の推進.....	53
5. 雇用・就労の拡大.....	57
6. 社会参加の促進.....	60
7. 生活環境の整備.....	62
第3部 さぬき市障害福祉計画（第5期）・さぬき市障害児福祉計画（第1期）.....	67
第1章 障害福祉計画における目標.....	69
1. 平成32年度（2020年度）における数値目標.....	69
第2章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策.....	74
1. 障害福祉サービスの見込量及び確保方策.....	74

第3章 地域生活支援事業の充実.....	83
1. 地域生活支援事業の実績と見込量.....	83
第4章 障害児通所支援等の見込量とその確保方策.....	95
1. 障害児通所支援等の見込量及び確保方策.....	95
第5章 計画の達成状況の点検及び評価.....	98
1. 点検及び評価の基本的な考え方.....	98
2. 点検及び評価体制.....	98
3. 点検及び評価結果の周知.....	98

第1部 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市においては、平成27年3月に「障害者基本法」に基づく、障害者のための施策に関する基本的な計画である「さぬき市障害者計画（第4次）」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（「障害者総合支援法」）に基づく「さぬき市障害福祉計画（第4期）」を策定し、障害者施策の推進及び障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

一方で、平成28年5月に「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、今後も、障害者に関する法律や制度はその充実とともに、めまぐるしく変化していくことが想定され、法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画と整合性をとりながら、長期的な方向性を決めていく必要があります。

この度、「さぬき市障害者計画（第4次）」及び「さぬき市障害福祉計画（第4期）」が平成29年度末をもって計画期間を満了することから、本市の障害者を取り巻く現況を踏まえるとともに、障害福祉制度における変更や障害者総合支援法及び障害者基本法の改正等に対応した新たな「さぬき市障害者計画（第5次）」及び「さぬき市障害福祉計画（第5期）」を策定します。また、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正に伴い、「さぬき市障害児福祉計画（第1期）」を新たに策定します。本計画は本市の最上位計画である「さぬき市総合計画」との整合性を確保するとともに、福祉分野における他の関連計画との調和を図ります。

2. 障害福祉に関する制度・施策の変遷

我が国においては、平成18年の「障害者自立支援法」の施行から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成26年には「障害者権利条約」が批准され、平成28年には「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の一部改正など、障害者に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、本市に居住する障害のある人が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、関係団体や事業者などとの連携を図っていく必要があります。

(1) 「障害者基本法」の改正

障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという理念に則り、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会」を実現することを目的に、「障害者基本法」が改正され、平成23年8月から施行されました。

また、“障害者”の定義が見直され、制度や慣行、観念などを含む「社会的障壁により日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義が追加されるとともに、そのような社会的な障壁を取り除くための配慮を求めています。これらをもとに、地域社会での生活の選択の機会、意思疎通の手段の選択の機会、共に学ぶ教育、雇用の安定と促進など、あらゆる場面における差別の禁止と合理的配慮のための方向性が定められています。

(2) 「障害者総合支援法」の改正

障害福祉施策については、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を主題に、身体障害、知的障害及び精神障害それぞれについて、市町村を中心にサービスを提供する体制の構築に向けて必要な改正が行われてきました。

まず、平成15年4月1日から施行された「支援費制度」によって、サービスのあり方をそれまでの「措置」から「契約」に大きく変え、自己決定の尊重や、利用者本位の考え方が明確になりました。

続いて、平成18年4月1日から施行された障害者自立支援法によって、身体障害のある人及び知的障害のある人に加え、「支援費制度」の対象となっていなかった精神障害のある人も含めた一元的な制度を確立するとともに、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応し、また、障害のある人が必要な障害福祉サービスや相談支援を受け、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、福祉施設や事業体系の抜本的な見直しが行われました。

その後、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする内容を含む「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、平成25年4月1日から施行（一部、平成26年4月1日施行）されました。

さらに、「障害者総合支援法」の附則で規定された施行後3年（平成28年4月）を目途とする見直しにより、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」が平成28年5月に成立しています。

今回の「障害者総合支援法」の改正では、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害のある子どもへの支援ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等が行われています。

なお、施行期日については、医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援の創設（公布日施行）を除いて平成30年（2018年）4月1日としています。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）■

1. 障害者の望む地域生活の支援

- ①地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設
- ②就労定着に向けた支援を行う新たなサービスの創設
- ③重度訪問介護の訪問先の拡大
- ④高齢の障害のある人への介護保険サービスの円滑な利用

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- ①居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設
- ②保育所等訪問支援の支援対象の拡大
- ③医療的ケアを要する障害のある子どもに対する支援
- ④障害のある子どもへのサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- ①補装具費の支給範囲の拡大（貸与の追加）
- ②障害福祉サービス等の情報公表制度の創設
- ③自治体による調査事務・審査事務の効率化

（3）発達障害者支援法の改正

「発達障害者支援法」の施行から約10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援の必要性から、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が平成28年5月に成立し、同年8月1日から施行されました。

今般の法改正では、発達障害のある人の支援のより一層の充実を図るため、目的規定及び“発達障害者”の定義の見直し、基本理念の新設、国及び地方公共団体の責務の規定、国民に対する普及及び啓発等のほか、発達障害のある人の支援のための施策について、発達障害のある人の教育、就労、地域における生活等に関する支援、権利利益の擁護、司法手続における配慮、発達障害のある人の家族等の支援を強化することが規定されています。

(4) その他の障害者施策をめぐる近年の動き

①「障害者虐待防止法」の施行

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）が平成23年6月に成立し、平成24年10月1日から施行されました。この法律において虐待とは、養護者によるもの、障害者福祉施設従事者などによるもの、使用者によるものがあり、その類型としては、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト（放置・怠慢）の行為すべてを指します。また、市町村において虐待の早期発見と防止策を講じる責務を明記するとともに、発見者には市町村への通報義務が課せられています。

②「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の施行

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律が平成25年4月1日に施行されました。本市では、調達先の提供可能な役務・物品と市内部の需用の調整を図り、できる限り障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っており、調達結果については、市のホームページに公表しています。

③「障害者雇用促進法」の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）が平成25年6月に改正され、平成28年4月1日から（一部は、平成25年6月又は平成30年（2018年）4月から）施行されました。

この改正により、新たに次の事項が定められています。

○障害者の範囲の明確化 [平成25年6月19日施行]

○障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務

[平成28年4月1日施行]

○法定雇用率の算定基礎の見直し [平成30年（2018年）4月1日施行]

④「障害者差別解消法」の施行

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が平成25年6月成立し、平成28年4月1日から施行されました。この法律においては、「障害者基本法」に定めた差別の禁止と合理的な配慮の規定を具体化するため、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の不提供の禁止、差別解消に向けた取組に関する要領を定めることなどが規定されています。

■障害福祉に関する国、香川県、さぬき市の動向■

年	国	香川県		さぬき市		さぬき市									
		障害者基本計画(第2次)	重点施策実施5か年計画	第1期障害福祉計画	第1次さぬき市総合計画(前期基本計画)	第1次障害者計画	第2次さぬき市総合計画(前期基本計画)	第2次障害者計画	第3期高齢者福祉・介護保険事業計画	さぬき市第1期地域福祉計画					
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画(第2次)	重点施策実施5か年計画	第1期かがわ障害者プラン	第1期障害福祉計画	第1次障害者計画	第1次さぬき市総合計画(前期基本計画)	第3期高齢者福祉・介護保険事業計画	さぬき市第1期地域福祉計画						
H19	◇障害者権利条約署名			香川県障害者福祉計画策定及び第1期プラン(見直し)											
H20	◇児童福祉法の改正			重点施策実施5か年計画						第2期かがわ障害者プラン	第2期障害福祉計画	第2次障害者計画	第1次さぬき市総合計画(後期基本計画)	第4期高齢者福祉・介護保険事業計画	次世代育成支援行動計画
H21															
H22															
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行														
H24	◇障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画(第3次)	重点施策実施5か年計画	第3期かがわ障害者プラン	第3期障害福祉計画	第3次障害者計画	第5期高齢者福祉・介護保険事業計画	さぬき市第2期地域福祉計画							
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行														
H26	◇障害者権利条約の批准														
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行	障害者基本計画(第3次)	重点施策実施5か年計画	第4期かがわ障害者プラン	第4期障害福祉計画	第4次障害者計画	第2次さぬき市総合計画(前期基本計画)	第6期高齢者福祉・介護保険事業計画	さぬき市第3期地域福祉計画						
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行														
H29															
H30	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の施行(一部公布日から施行)	次期計画		次期計画	次期計画		第1次さぬき市総合計画(前期基本計画)	次期計画	さぬき市子ども・子育て支援計画						

※第1次障害者計画の計画期間は平成15～18年度。

3. 計画の性質

本計画は「障害者基本法」の規定に基づき、障害者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体等との連携・協力を得て作成する、障害者のための施策に関する基本的な計画（＝障害者計画）と「障害者総合支援法」の規定に基づいて作成するサービス提供体制の確保に関する計画（＝障害福祉計画）及び「障害福祉計画」と一体のものとして作成する「障害児福祉計画」を合わせ、相互に調和のとれた計画として策定するものです。

4. 計画の構成と期間

本計画は3つの個別計画から構成されており、それぞれの計画期間は以下の通りとなっています。「さぬき市障害児福祉計画（第1期）」は「さぬき市障害福祉計画（第5期）」と一体のものとして策定します。

■本計画の構成■

策定する計画	計画期間	計画の概要
さぬき市障害者計画 （第5次）	平成 30～32 年度 (2018～2020 年度) (3 年間)	障害者基本法第 11 条 3 項に規定される「市町村障害者計画」として策定するもの。 障害者が地域の中で共に暮らす社会を実現するために、市町村が地域における行政の中核機関として、都道府県等の支援を受けながら、市町村に配置されている福祉施設等のサービス機関、国や都道府県の所管する機関などと総合的に連携体制を構築するための計画。
さぬき市障害福祉計画 （第5期）		障害者総合支援法第 88 条に規定される「市町村障害福祉計画」として策定するもの。 障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする。
さぬき市障害児福祉計画 （第1期）		児童福祉法第 33 条の 20 に規定される「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。 障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により策定が求められるものであり、障害福祉計画と一体のものとして策定する。

■本計画の計画期間■



「障害者計画」は本市の障害者施策の基本計画としての機能を有しています。一方、「障害福祉計画」は「障害者計画」に記載される生活支援における障害福祉サービス等に関する“3年間の実施計画”として位置づけられるものです。

また、障害者総合支援法第88条第6項に基づき、障害福祉計画は障害者計画等の障害者の福祉に関する事項を定める計画等との調和を図っています。

■障害者計画と障害福祉計画（障害児福祉計画）の性格■

障害者計画

- 「障害者基本法（第11条第3項）」に基づく、障害者のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 多分野にわたる計画（広報啓発、相談・情報提供、保健・医療・福祉サービス、教育、雇用・就業、スポーツ・レクリエーション・文化活動、バリアフリー・福祉のまちづくり、防犯・防災対策 など）

障害福祉計画

- 「障害者総合支援法（第88条及び89条）」に基づく、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 各年度における障害福祉サービス・相談支援の種類ごとの必要量の見込み、及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画

障害児福祉計画

- 「児童福祉法（第33条の20）」に基づく、障害児福祉サービス等の確保に関する実施計画
- 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画

■本計画における障害者等の概念■

- 『障害者』とは、「障害者基本法」第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。
[補説]『社会的障壁』とは、同条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。

第2部 さぬき市障害者計画(第5次)

第1章 障害者の現状

1. 人口・世帯の推移

(1) 人口の推移

本市の人口は減少傾向で推移しており、平成29年には5万人を割り込みました。一方で、高齢者人口は増加傾向にあります。それに伴って高齢化率は上昇しており、平成25年以降は30%以上となっており、この5年の間も上昇しています。今後とも人口減少と高齢化は進むことが予測されます。

■人口と高齢化率の推移■

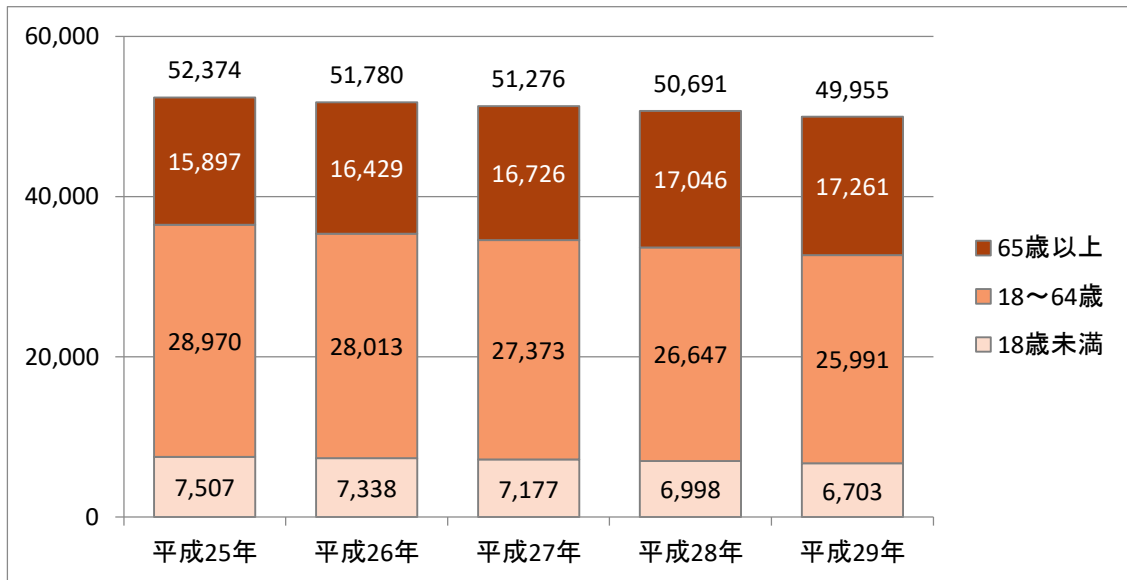
単位：人、%

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	52,374	51,780	51,276	50,691	49,955
65歳以上	15,897	16,429	16,726	17,046	17,261
18～64歳	28,970	28,013	27,373	26,647	25,991
18歳未満	7,507	7,338	7,177	6,998	6,703
高齢化率	30.4	31.7	32.6	33.6	34.6

資料：市民課（各年4月1日）

■人口の推移■

単位：人



資料：市民課（各年4月1日）

(2) 世帯の推移

本市の世帯数は、この5年では増加傾向にあります。1世帯当たりの世帯構成員数でみると、減少しており、本市においても、核家族化が進行していることがうかがえます。

■世帯数の推移■

単位：人、世帯

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	52,374	51,780	51,276	50,691	49,955
世帯数	20,543	20,622	20,760	20,855	20,861
1世帯当たりの世帯構成員数	2.55	2.51	2.47	2.43	2.39

資料：市民課（各年4月1日）

2. 障害のある人の動向

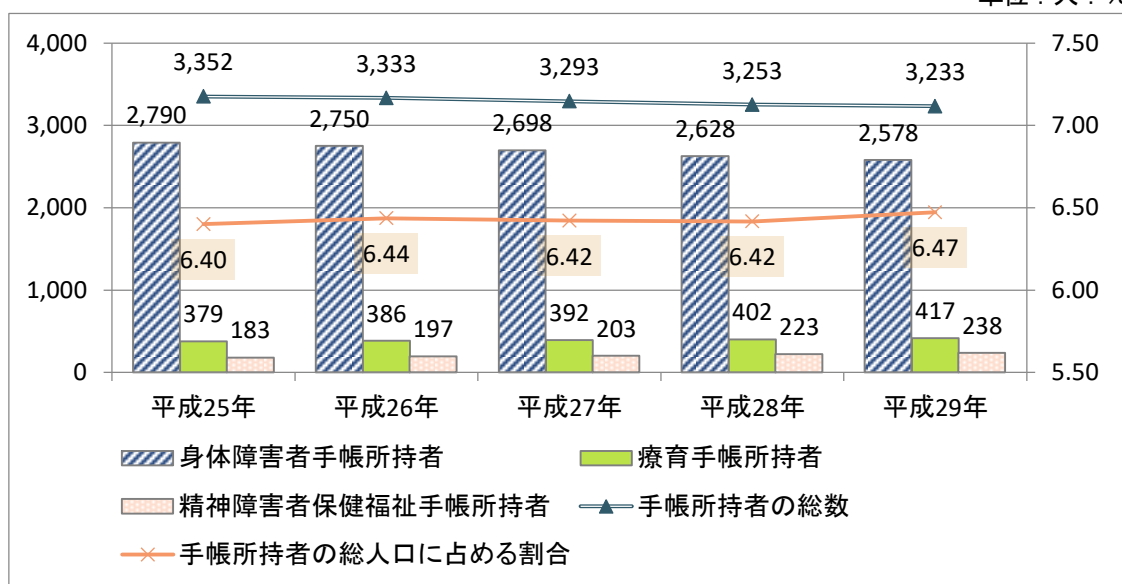
(1) 各種手帳所持者数の推移

本市に居住する障害者の手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む））は、平成29年4月1日現在で3,233人となっています。身体障害者手帳所持者数は減少傾向にありますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。

また、手帳所持者の総人口に占める割合は、6%半ばで推移しており、ほぼ横ばいとなっています。

■手帳所持者数の推移■

単位：人、%



資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

身体障害者手帳所持者の年齢構成をみると、平成29年では18歳未満は全体の約1.0%となっており、圧倒的多数を18歳以上の身体障害者が占めていることがわかります。また、65歳以上の身体障害者手帳所持者は約77.7%となっており、身体障害者の高齢化が進んでいることがうかがえます。

療育手帳、精神障害者保健福祉手帳については、18歳以上の所持者が増加傾向にあります。

■障害者の手帳所持者数の年齢別推移■

単位：人

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
身体障害者手帳	18 歳未満	30	27	29	23	25
	18～64 歳	704	641	609	588	549
	65 歳以上	2,056	2,082	2,060	2,017	2,004
	合計	2,790	2,750	2,698	2,628	2,578
療育手帳	18 歳未満	73	67	66	61	58
	18～64 歳	274	282	281	290	302
	65 歳以上	32	37	45	51	57
	合計	379	386	392	402	417
精神障害者保健福祉手帳	18 歳未満	2	1	1	2	3
	18～64 歳	145	155	164	177	192
	65 歳以上	36	41	38	44	43
	合計	183	197	203	223	238

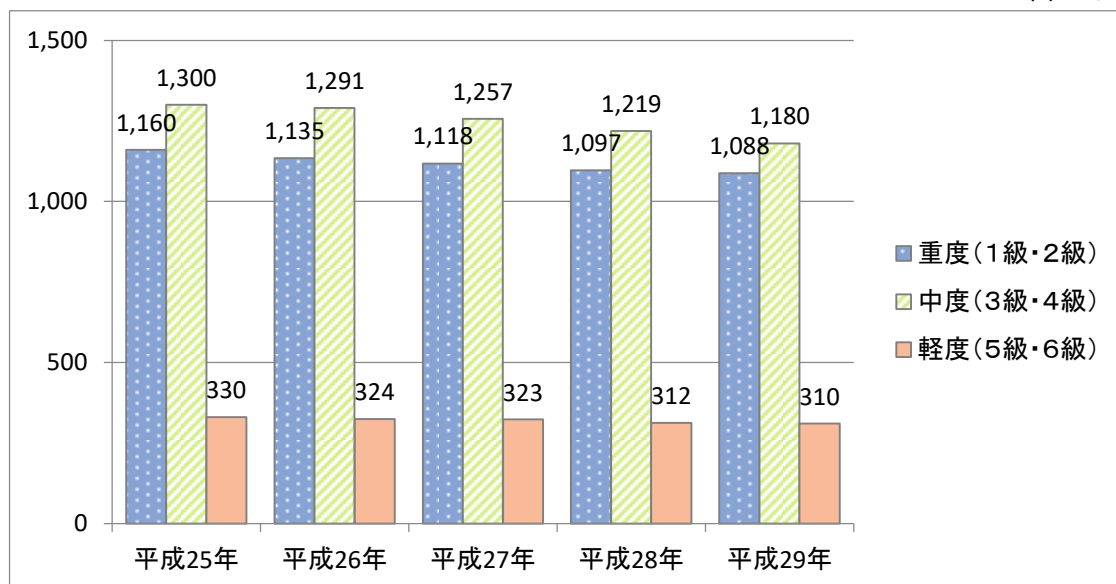
資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

(2) 身体障害者（児）の状況

本市に居住する身体障害者手帳所持者全体の数は、この5年では減少傾向にあります。特に「中度（3級・4級）」の減少が比較的大きくなっています。

■身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人

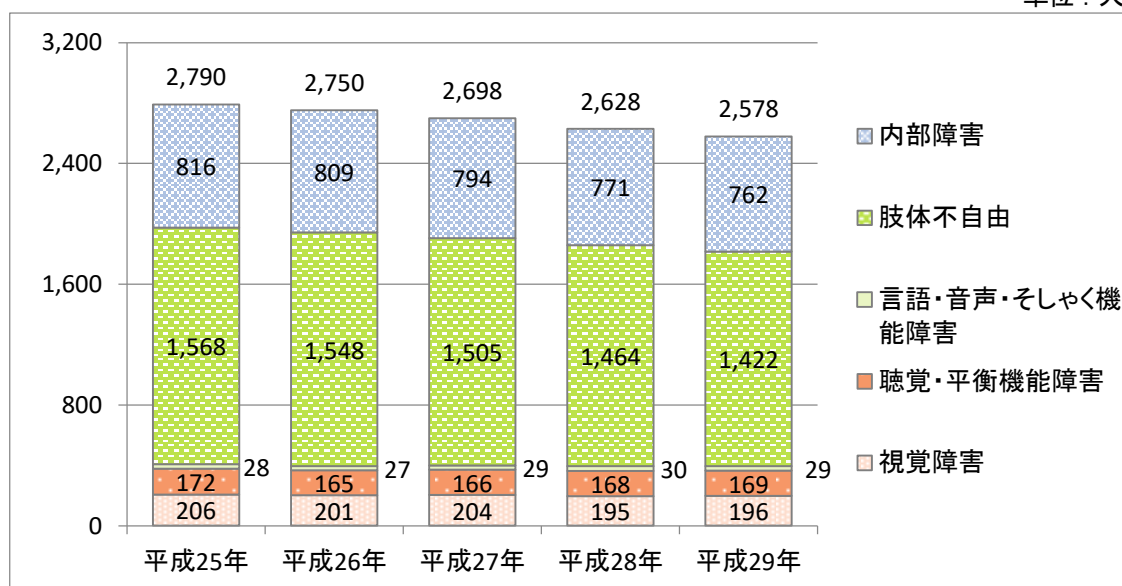


資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

また、障害の部位別に手帳所持者数をみると、最も人数が多いのは「肢体不自由」で、平成29年においては、身体障害者手帳所持者のうち、約55.2%を占めています。

■身体障害者手帳所持者数（障害の部位別）の推移■

単位：人



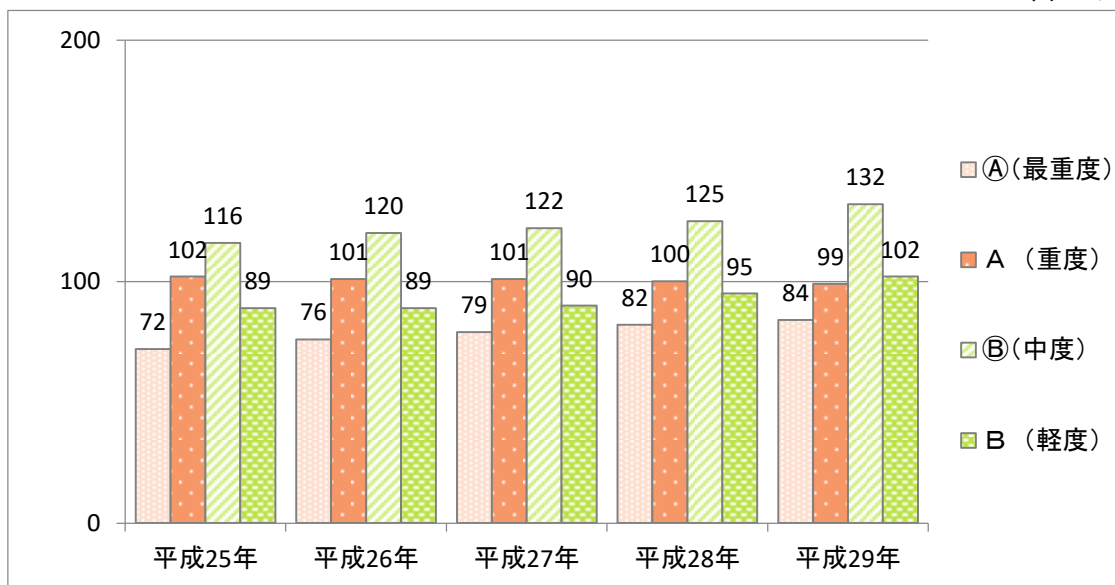
資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

(3) 知的障害者（児）の状況

本市に居住する療育手帳所持者数の推移を障害の等級別にみると、「A（重度）」以外はすべて微増で推移しています。平成29年における療育手帳所持者数を障害の等級別にみると、「㊸（中度）」が3割強を占めており、最も多くなっています。

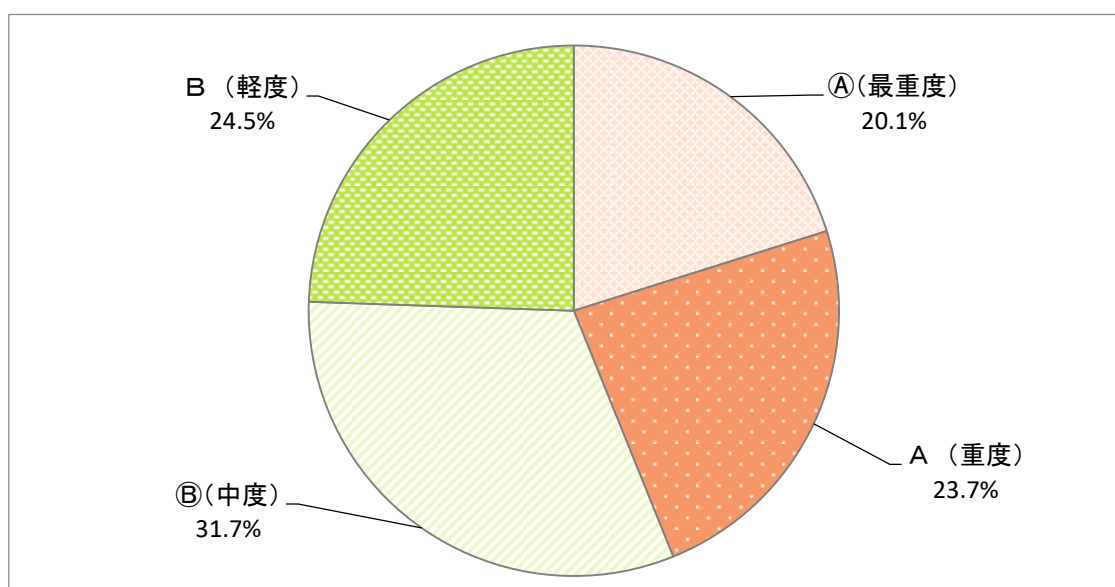
■療育手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人



資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

■療育手帳所持者の等級別割合（平成29年）■



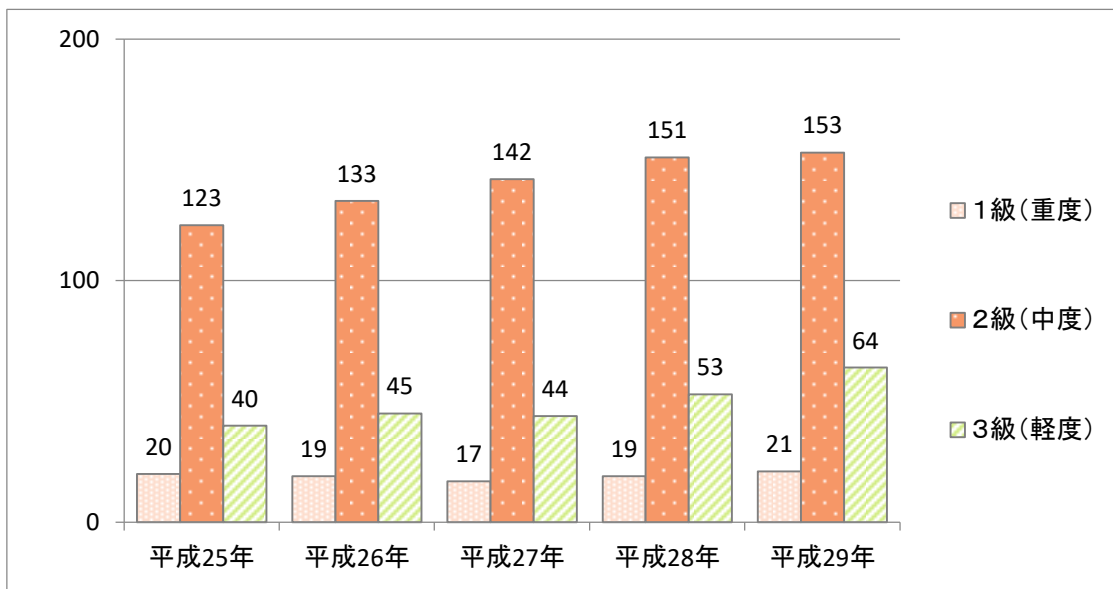
資料：長寿障害福祉課（4月1日）

(4) 精神障害者（児）の状況

本市に居住する精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を等級別にみると、「1級（重度）」は横ばいで推移していますが、「2級（中度）」、「3級（軽度）」は増加傾向にあります。また、平成29年の精神障害者保健福祉手帳所持者数を障害の等級別にみると、「2級（中度）」が6割強を占めています。

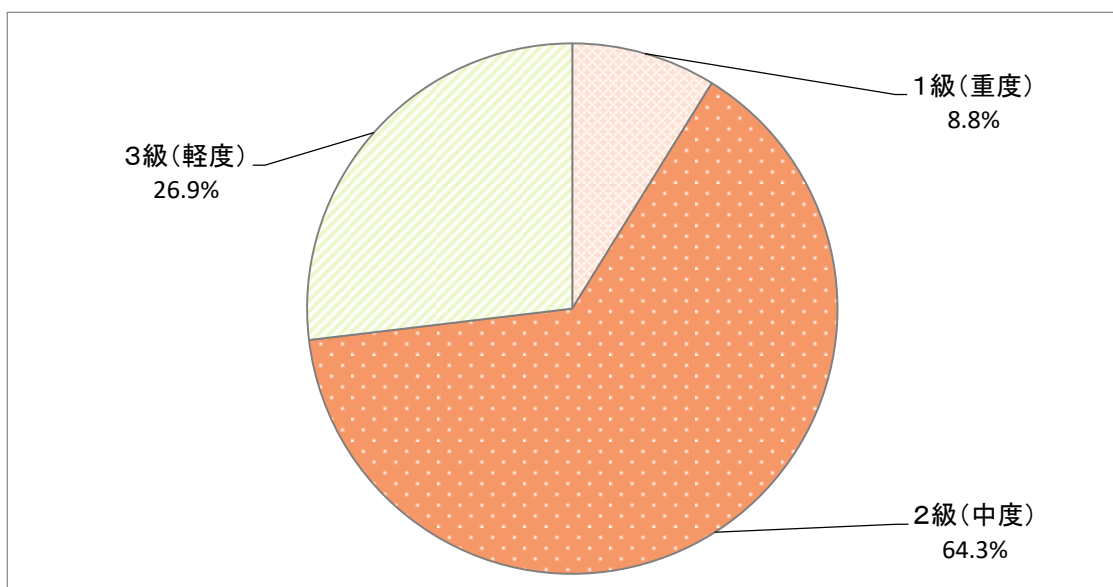
■精神障害者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移■

単位：人



資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別割合（平成29年）■



資料：長寿障害福祉課（4月1日）

(5) 難病患者などの状況

平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害児・者の対象に難病等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象になりました。合わせて、新たな難病対策における医療費助成の対象疾患の検討も進められています。

本市に居住する市民のうち、特定疾患及び指定難病医療費受給者は増加傾向にあります。平成25年には452人でしたが、平成29年には545人となっています。また、小児慢性特定疾病対策（旧：小児慢性特定疾患治療研究事業）受給者については、ほぼ横ばいで推移しています。

■特定疾患および指定難病受給者と小児慢性特定疾病対策（旧：小児慢性特定疾患治療研究事業）受給者の推移■

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特定疾患・指定 難病受給者	452	465	507	514	545
小児慢性特定 疾病受給者	55	54	48	46	53
合計	507	519	555	560	598

資料：香川県（各年3月末日）

(6) 障害支援区分の状況

障害福祉サービスを利用するためには、「障害支援区分」の認定を受けることが必要になる場合があります。

以前は「障害程度区分」という名称でしたが、本区分が障害の程度（重さ）ではなく、標準的な支援の必要の度合を示す区分であることがわかりにくいこと、また、知的障害・精神障害についてはコンピュータによる一次判定で低く判定される傾向にあり、その特性が反映できない恐れがあるなどの課題が指摘されており、平成26年4月より「障害支援区分」に改められました。

本市における「障害支援区分」の認定者の推移は以下の通りです。認定者全体では増加傾向がうかがえます。

■障害支援区分の推移■

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
区分 1	14	19	15	12	10
区分 2	63	67	58	50	51
区分 3	27	27	42	51	53
区分 4	56	60	58	59	52
区分 5	31	29	30	35	39
区分 6	58	59	70	74	75
合計	249	261	273	281	280

資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

(7) 障害児保育の実施状況

障害児保育の実施状況については、以下の通りとなっています。児童クラブでの障害児の受け入れが増加傾向にあります。

■障害児保育の実施状況■

単位：人

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
保育所	児童数	1	2	3	3	2
	加配職員数	1	2	3	3	2
児童クラブ	児童数	7	7	10	11	18
	加配職員数	4	4	8	6	8
合計	児童数	8	9	13	14	20
	加配職員数	5	6	11	9	10

資料：子育て支援課・幼保連携推進室（各年4月1日）

(8) 特別支援学級の設置状況

特別支援学級の学級数は以下の通りです。小学校における児童数が増加傾向にあります。

■特別支援学級の設置状況■

単位：学級、人

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
小学校	学級数	21	18	18	18	19
	児童数	47	48	52	58	67
中学校	学級数	9	10	7	8	7
	生徒数	17	18	20	17	21

資料：学校教育課（各年5月1日）

(9) 経済的支援の受給状況

経済的支援の受給者数は以下の通りです。「特別障害者手当」の受給者数は減少傾向にあります。その他はほぼ横ばいで推移しています。

■各種経済的支援受給者数等の推移■

単位：人

		平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
特別障害者手当	受給者数	92	84	81	75	72
障害児福祉手当	受給者数	25	26	25	24	23
特別児童扶養手当	受給者数	50	51	55	52	51
心身障害者扶養共済制度	加入者数	47	47	47	47	47
	受給者数	25	26	27	28	28

資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

また、自立支援医療の受給者数は以下の通りとなっています。「精神通院医療」の利用者が増加傾向にあります。

■自立支援医療の受給者数の推移■

単位：人

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
更生医療	158	155	128	140	121
精神通院医療	438	450	503	504	510
育成医療	-	16	16	24	14
合計	596	621	647	668	645

資料：長寿障害福祉課（各年4月1日）

第2章 アンケート調査の結果

1. アンケートの実施概要

本計画を策定するにあたり、障害のある市民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

また、市内に居住する障害のある人に対し障害福祉サービスを提供している事業者を対象に、当事業所における活動状況や今後の意向等を調査するため、アンケート調査を実施しました。

各調査の実施概要は以下の通りです。

■各調査の実施概要■

調査種別	さぬき市 障害福祉に関するアンケート調査	第5次さぬき市障害者計画 及び第5期障害福祉計画策定 のための事業所調査
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳所持者	障害者サービス提供事業所
配布数	1,500 票	36 票
有効回収数	813 票	28 票
有効回収率	54.2%	77.7%
抽出法	無作為抽出	-
調査方法	郵送法	郵送法
調査時期	平成 29 年 8 月	平成 29 年 8 月
調査地域	さぬき市全域	さぬき市全域

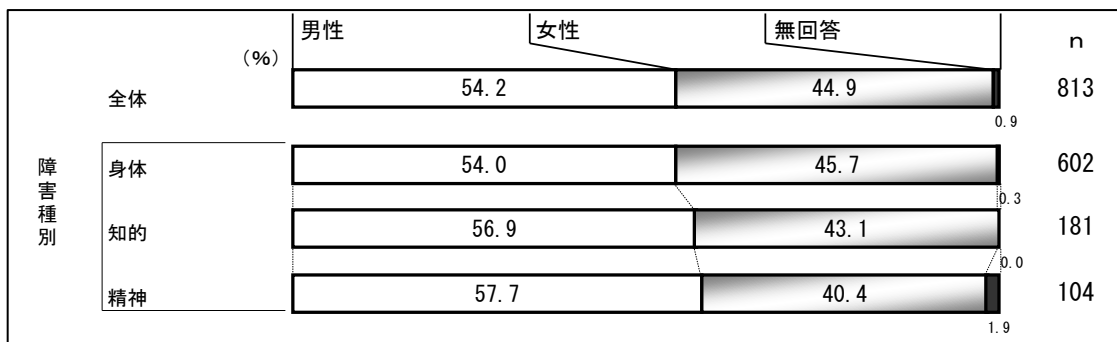
2. さぬき市障害福祉に関するアンケート調査の結果（概要）

（1）回答者の属性

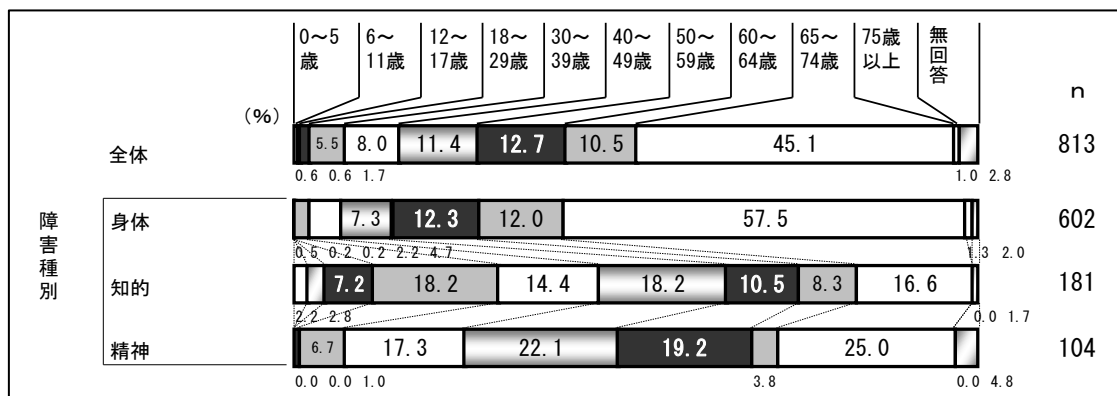
回答者の属性は以下に示す通りです。

年齢についてみると、65～74歳が全体の45.1%を占めており、障害者本人の高齢化が進んでいることがアンケート調査からもうかがえます。

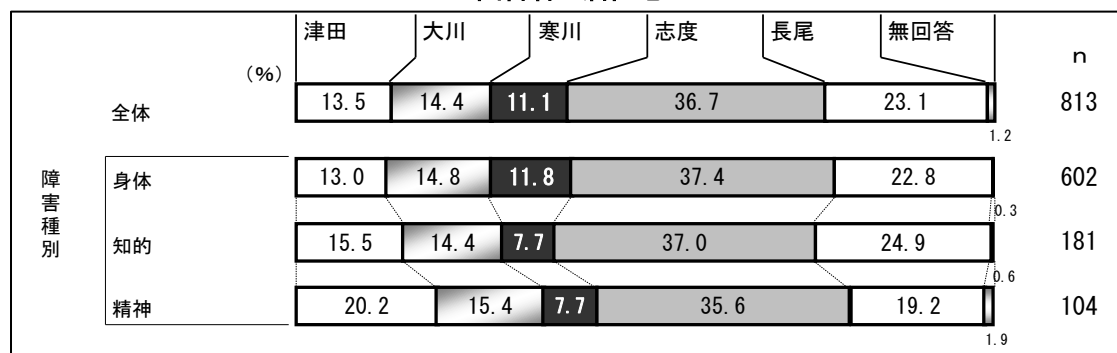
■回答者の性別■



■回答者の年齢■



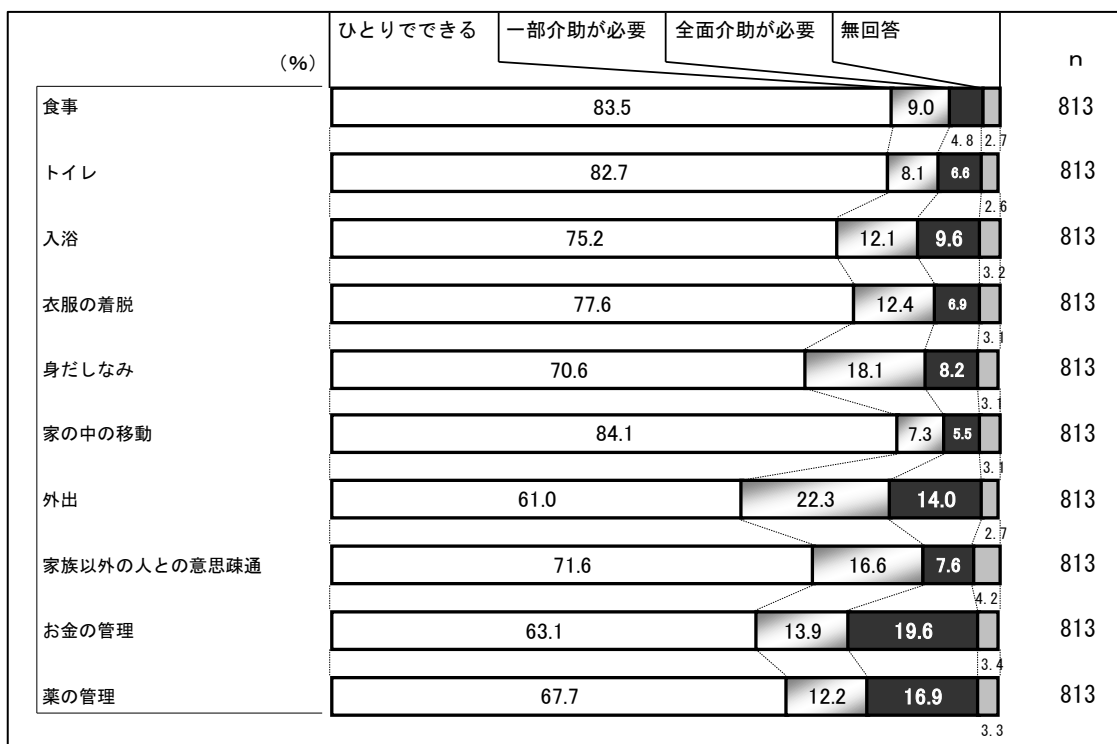
■回答者の居住地■



(2) 障害の状況・家族について

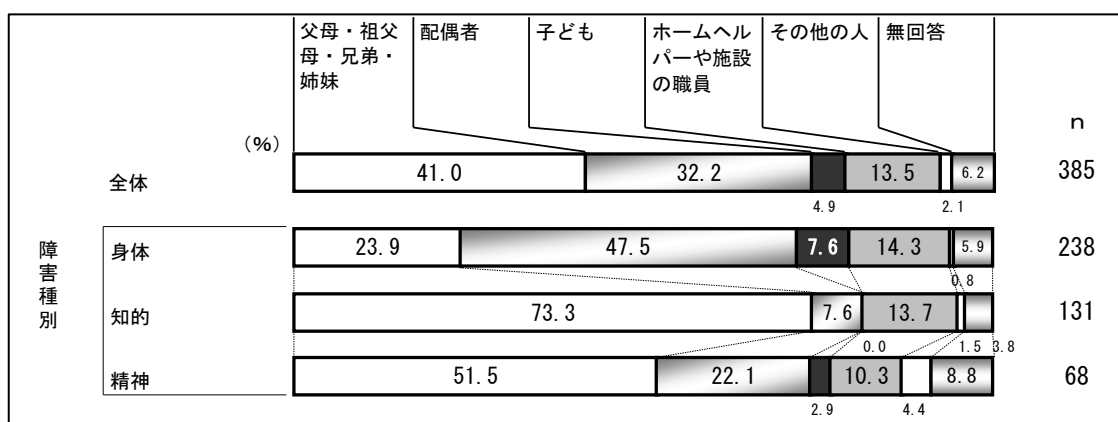
日常生活の介助の程度については、以下の通りとなっています。「一部介助が必要」、「全部介助が必要」という回答が多かったのは、「外出」、「お金の管理」、「薬の管理」などとなっています。

■日常生活の介助の程度■



また、主な介助者については以下の通りです。全体では「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が4割強を占めています。知的では「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が7割強、精神では5割強となっており、身体よりも高くなっています。身体については、「配偶者」が5割強を占めています。

■主な介助者■



主な介助者の年齢について尋ねたところ、「60歳代」が31.9%、「70歳代」が24.3%となっており、「60歳以上」の回答は6割強を占めています。障害者本人だけではなく、介助者の高齢化も今後の課題の1つであることが想定されます。特に身体と精神では、知的と比べて介助者の高齢化が進んでいることがうかがえます。

■主な介助者の年齢■

		29歳以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	無回答	n
障害 種別	全体	11.3	16.9	31.9			24.3	5.6		301
	身体	9.6	13.8	36.7			25.5	5.9		188
	知的	15.1	23.6	23.6			18.9	6.6	5.7	106
	精神	11.5	15.4	30.8			23.1	9.6	5.8	52

介助を行う上で困っていることについて尋ねたところ、「精神的負担が大きい」が第1位、次いで「身体的負担が大きい」、「経済的負担が大きい」などとなっています。

■介助を行う上で困っていること■

単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		精神的負担が大きい 35.2	身体的負担が大きい 22.6	経済的負担が大きい 20.6
障害 種別	身体	精神的負担が大きい 35.1	身体的負担が大きい 26.6	経済的負担が大きい 22.3
	知的	精神的負担が大きい 34.9	仕事に就けない・仕事に影響がある 24.5	身体的負担が大きい 18.9
	精神	精神的負担が大きい 38.5	経済的負担が大きい 23.1	介助の方法がわからない／本人が嫌がるのでサービスが利用できない 17.3

介助者に対してどのような支援が必要か尋ねたところ、「経済的支援の充実」が第1位となっており、次いで「福祉サービスなどについての情報提供」、「身近な地域で気軽に相談できる体制の整備」などとなっています。障害種別にみると、身体と精神では「経済的支援の充実」が第1位となっていますが、知的で「福祉サービスなどについての情報提供」が第1位となっています。

■介助者に対してどのような支援が必要か■

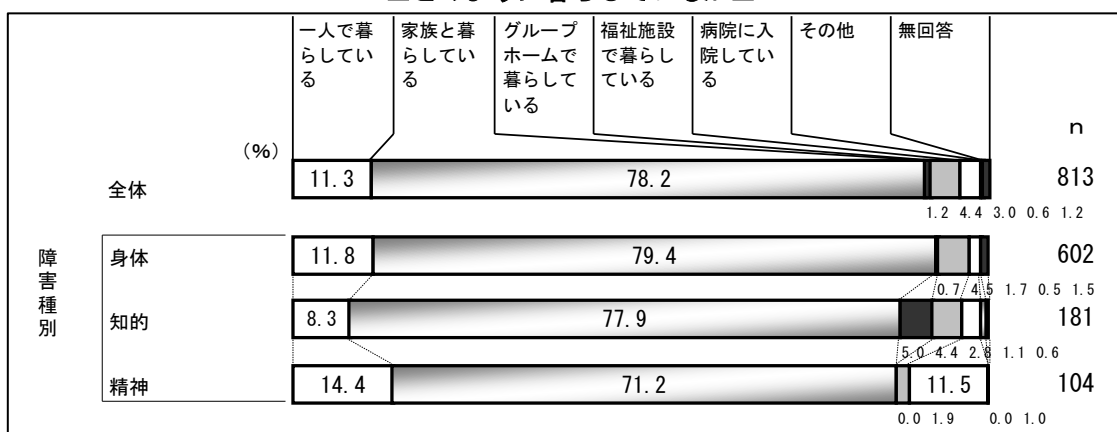
単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		経済的支援の充実 43.2	福祉サービスなどについての情報提供 38.9	身近な地域で気軽に相談できる体制の整備 34.9
障害種別	身体	経済的支援の充実 42.0	福祉サービスなどについての情報提供 35.1	身近な地域で気軽に相談できる体制の整備 32.4
	知的	福祉サービスなどについての情報提供 49.1	経済的支援の充実 45.3	身近な地域で気軽に相談できる体制の整備 40.6
	精神	経済的支援の充実 44.2	身近な地域で気軽に相談できる体制の整備 36.5	福祉サービスなどについての情報提供 28.8

(3) 住まいや暮らしについて

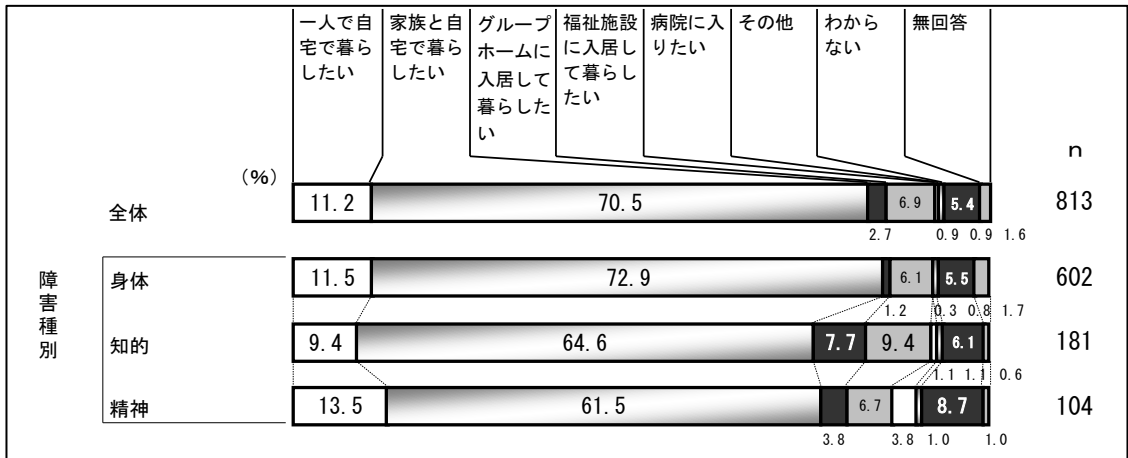
どのように暮らしているかについて尋ねたところ、「家族と暮らしている」が8割弱を占めています。障害種別にみると、精神では「病院に入院している」が1割強を占めています。

■どのように暮らしているか■



今後望む暮らし方については、「家族と自宅で暮らしたい」が7割強を占めています。特に身体では7割強となっており、他と比べて高くなっています。

■今後望む暮らし方■



地域で生活するためにあればよい支援については、「経済的な負担の軽減」が第1位、次いで「何でも相談できる相談員や相談窓口がある」、「必要な在宅サービスが利用できる」などとなっています。

■地域で生活するためにあればよい支援■

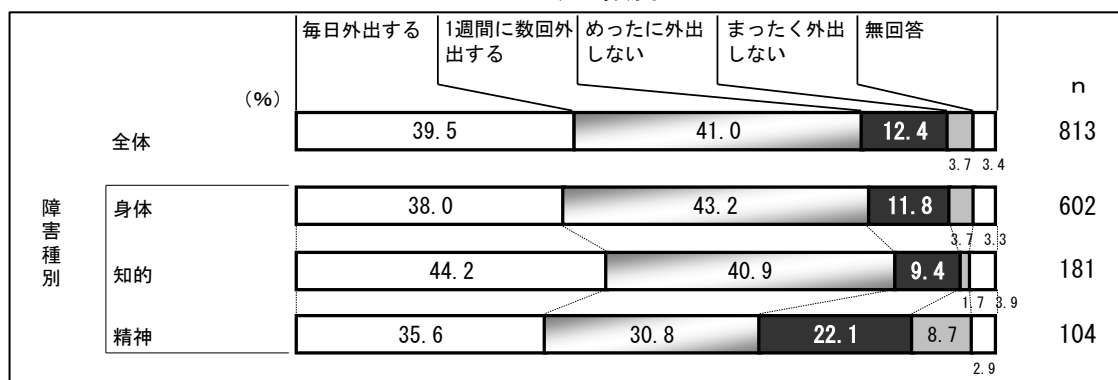
単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		経済的な負担の軽減 45.6	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 32.7	必要な在宅サービスが利用 できる 32.3
障害種別	身体	経済的な負担の軽減 44.2	必要な在宅サービスが利用 できる 32.7	在宅で医療的ケアなどが得 られる 29.7
	知的	経済的な負担の軽減 45.9	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 44.8	緊急時に宿泊できる場所 がある 38.1
	精神	経済的な負担の軽減 54.8	何でも相談できる相談員や 相談窓口がある 39.4	地域に働ける場所がある 33.7

(4) 日中活動や就労について

外出する頻度について尋ねたところ、「1週間に数回外出する」が4割強、「毎日外出する」が4割弱を占めています。一方、「めったに外出しない」は12.4%、「まったく外出しない」は3.7%となっています。特に、精神では「めったに外出しない」が22.1%、「まったく外出しない」が8.7%を占めており、他と比べて高くなっています。

■外出する頻度■



外出するときに困ることについては「公共交通機関が少ない」が第1位、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配」、「外出先や建物の設備が不便」などとなっています。なお、「特になし」は26.2%となっています。

■外出するときに困ること■

単位：%

		第1位	第2位	第3位
全体		公共交通機関が少ない 24.8	困った時にどうすればいいのか心配 19.2	外出先や建物の設備が不便 17.1
障害種別	身体	公共交通機関が少ない 21.6	外出先や建物の設備が不便 21.3	駐車スペース、手すり、スロープなどが少ない 18.0
	知的	困った時にどうすればいいのか心配 33.3	公共交通機関が少ない 31.0	外出先でコミュニケーションがとりにくい 29.2
	精神	まわりの人の目が気になる 35.9	公共交通機関が少ない 33.7	困った時にどうすればいいのか心配 32.6

今後収入を得る仕事をしたいかについては、「したいと思う」が2割強となっています。「すでになっている」は3割強を占めていますが、引き続き就労意向のある障害のある人の雇用を促進するための取り組みが求められています。

■今後収入を得る仕事をしたいか■

		すでになっている	したいと思う	したいが、できないと思う	したいと思わない	無回答	n
障害 種別	全体	33.8	20.7	32.0	9.0	4.6	391
	身体	35.5	21.2	28.6	10.0	4.8	231
	知的	30.2	17.5	41.3	6.3	4.8	126
	精神	31.9	22.2	31.9	12.5	1.4	72

障害者が働くために大切な環境整備については、「職場の障害者理解」が第1位、「通勤手段の確保」が第2位となっています。

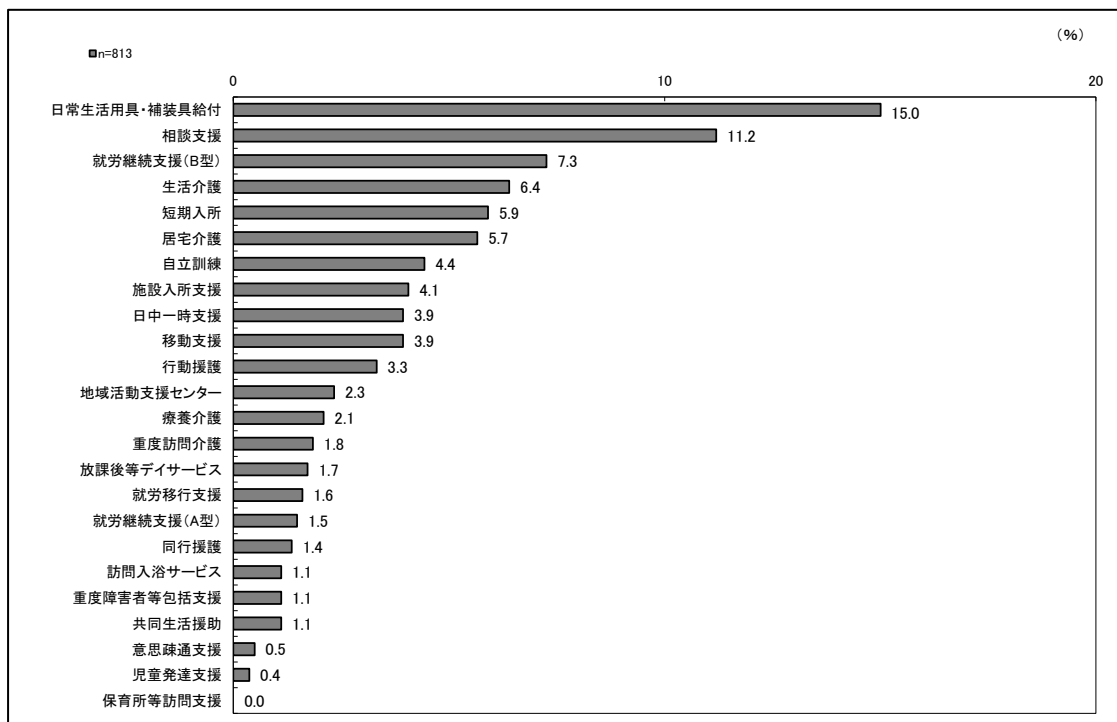
■障害者が働くために大切な環境整備■

		第1位	第2位	第3位
全体		職場の障害者理解 39.7	通勤手段の確保 34.1	通院のための休みがとりやすい 32.8
障害 の種類	身体	職場の障害者理解 36.9	通院のための休みがとりやすい 33.9	通勤手段の確保 31.1
	知的	通勤手段の確保 47.0	職場の障害者理解 45.3	賃金が妥当であること 35.9
	精神	職場の障害者理解 41.3	通院のための休みがとりやすい 40.4	短時間勤務や勤務日数等の配慮 39.4

(5) 障害福祉サービスなどの利用について

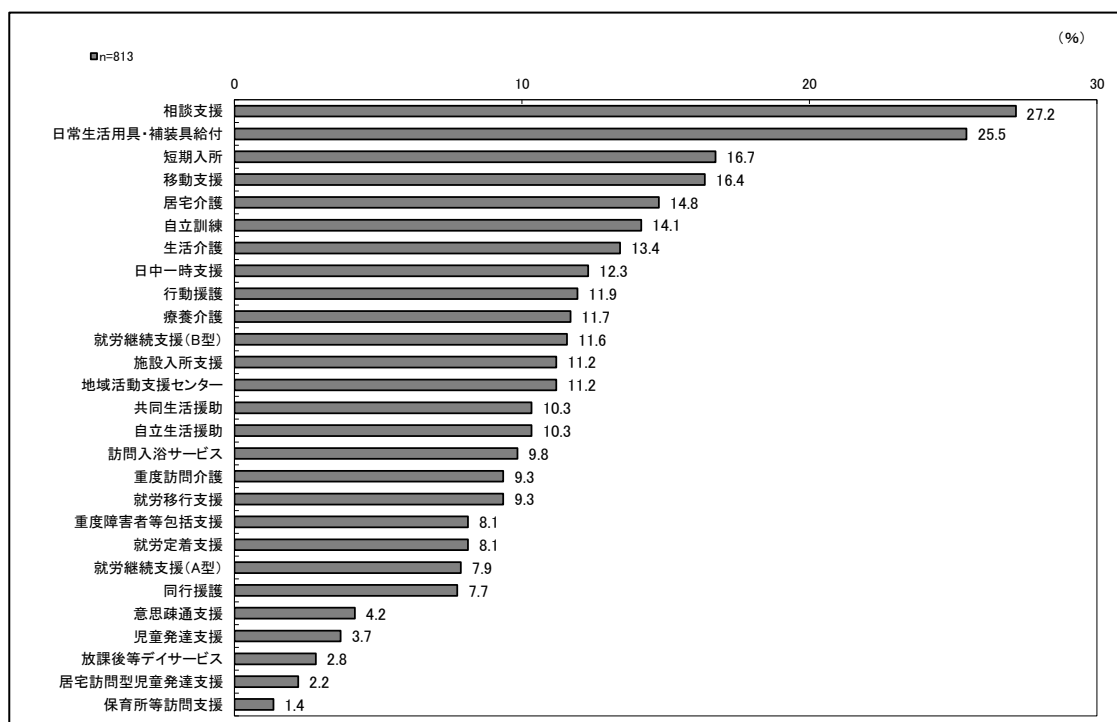
障害福祉サービスなどの利用が多いのは、「日常生活用具・補装具給付」、「相談支援」、「就労継続支援（B型）」などとなっています。

■障害福祉サービスなどの利用状況■



障害福祉サービスなどの利用意向が高いのは、「相談支援」、「日常生活用具・補装具給付」、「短期入所」などとなっています。

■障害福祉サービスなどの利用意向■



(6) 災害時の避難などについて

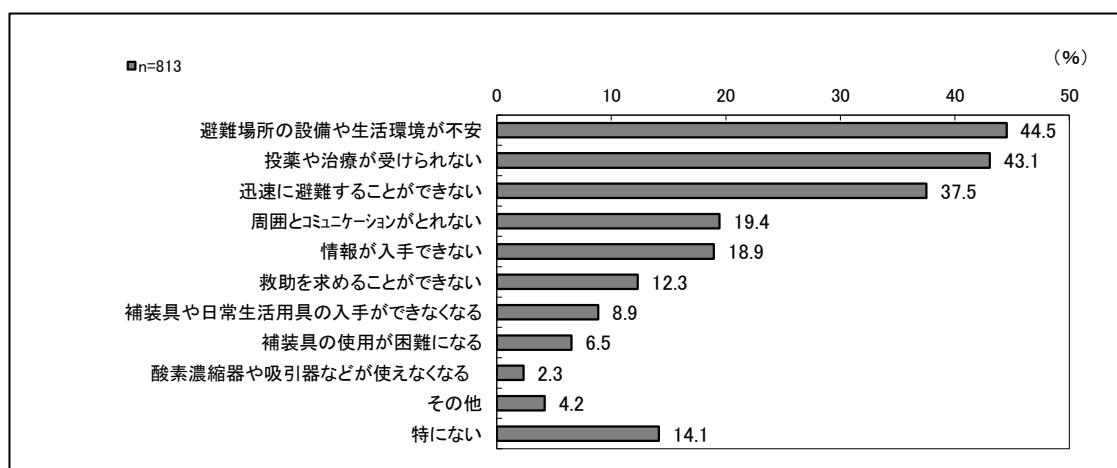
災害時に一人で避難できるかについては、「できる」が4割強となっているのに対し、「できない」は3割強を占めています。特に知的障害のある人では「できない」が5割弱となっています。災害などの緊急時における避難行動要支援者への支援が必要と考えられます。

■災害時に一人で避難できるか■

		できる	できない	わからない	無回答	n
	(%)					
全体		42.7	33.1	18.1	6.2	813
障害種別	身体	45.7	30.9	16.6	6.8	602
	知的	26.0	49.2	19.9	5.0	181
	精神	42.3	26.0	26.9	4.8	104

また、災害時に困ることについては、「避難場所の設備や生活環境が不安」が第1位、「投薬や治療が受けられない」が第2位、「迅速に避難することができない」が第3位などとなっています。災害等の緊急時における避難だけではなく、避難所での受け入れ態勢の整備などにも取り組む必要があります。

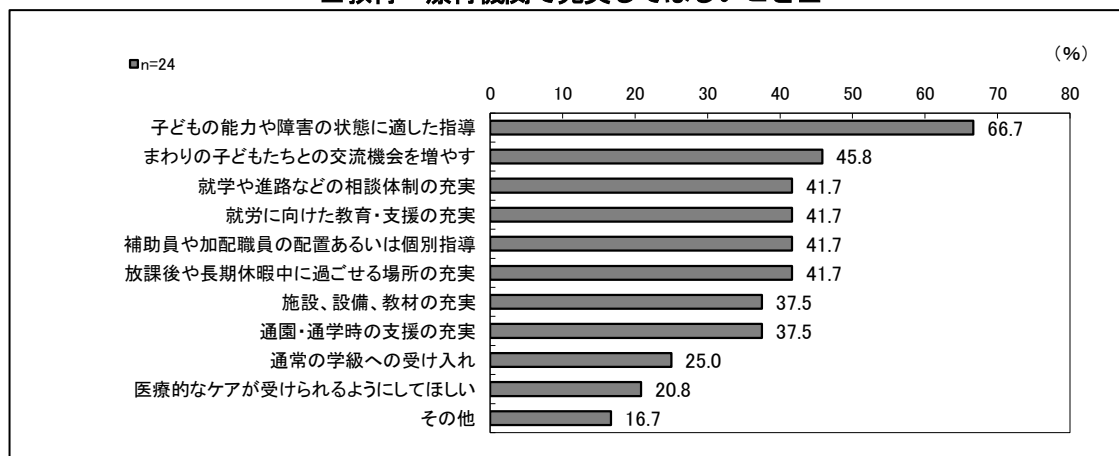
■災害時に困ること■



(7) 療育・教育・保育について

教育・療育機関で充実してほしいことについては、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」が第1位となっています。

■教育・療育機関で充実してほしいこと■



(8) 権利擁護について

差別や嫌な思いをする（した）ことがあるかどうかについては、「少しある」が26.7%、「ある」が23.7%となっており、半数以上の回答者が差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがあると回答しています。特に、知的、精神では7割強が「ある」または「少しある」と回答しています。

■差別や嫌な思いをする（した）ことがあるか■

	割合 (%)				n	
	ある	少しある	ない	無回答		
全体	23.7	26.7	44.6	4.9	813	
障害種別	身体	18.3	25.4	51.2	5.1	602
	知的	38.7	31.5	26.5	3.3	181
	精神	38.5	31.7	25.0	4.8	104

3. 事業所調査の結果（概要）

（1）障害のある人の就労環境について

障害のある人の就労環境については、以下のような意見が寄せられました。

■障害のある人の就労環境について■

○さぬき市内での就労を希望しても、さぬき市内の障害者雇用の求人数が少なく、就労に至らない。
○車の運転ができなければ、通勤できず、交通の利便性の良い高松市内で就労するほかない。
○障害、雇用期間などの雇用条件に制約があるため、就労を断念するケースがあり、柔軟な働き方ができるような合理的配慮が求められる。
○不安定な状態で雇用されているA型事業所利用者が増えていると感じる。
○ここ数年は精神的な疾病や脳梗塞等を理由に退職した人が施設を利用するケースが増えており、途中で障害のある人の選択肢は増えていると感じる。
○選択肢の幅が広がってきたと感じる。個人を尊重した中で、能力に合わせた仕事ができるよう、社会全体の意識が高まっているように感じる。
○この5年くらいでは、作業工賃の支給額がある程度上がっている人が多いと思われる。
○本人にあった作業（仕事）の提供、本人の特性に配慮した対応などの取り組みは十分ではないと思われる。
○一般就労しても継続できない人が多くいる。
○障害者就業・生活支援センター等のサポート・調整により、良い環境になっていると思う。
○雇用率は上昇しているが、職場の同僚の障害に対する理解を深める必要がある。
○就業・生活支援センターや就労移行事業所等の動きがあり、少しずつ一般事業所の理解は進んでいると思う。
○障害サービスとして就労継続支援ができたことで、障害がありながらも作業等仕事に従事する機会は増えてきた。就労移行支援や障害者就業・生活支援センターの支援を受けることで、職場復帰や一般就労へもチャレンジがしやすくなったと感じる。ただ、個々の事業所内ではどのような就労に向けた取り組みを行っているか、どのような環境で仕事を行っているかはわからない。
○工賃倍増計画等、数字で評価できる部分で目標を立てても最重度の障害のある人にとっては、あまり関係がないように現場では感じる。
○企業の障害者受け入れについては、以前に比べ活発になっているが、就業環境の改善等、働く環境の整備がまだまだ整っていない。
○企業の理解が得られやすくなっている。
○ハローワークなどの関係機関の啓発活動により、障害者を雇用する企業や実習を引き受けてくれる企業が少しずつだが増えてきている。障害者雇用を受け入れてくれる企業は増えてきているが、求めている障害者とのマッチングが難しいと感じる。
○一般就労できる機会・場所が増えたため良くなったと思う。

(2) 障害のある人の生活環境について

障害のある人の生活環境については、以下のような意見が寄せられました。

■障害のある人の生活環境について■

<p>○現状の公共交通環境では、利便性・料金などの点から日常的な足になっていない。</p> <p>○ライフステージ・年齢に見合った活動・交流の場が不十分。</p>
<p>○介護保険に移行したときに環境の変化を感じている。高齢になっても今まで通りに生活できるかという不安が徐々に大きくなっているのでは。</p>
<p>○バリアフリー化の整備がされている施設が少ないと感じる。</p> <p>○法的整備により、多くの人が支援を受けられるようになったが、制度の狭間で支援が行き届いていない現状があると思う。</p> <p>○在宅向けの制度が充実してきたが、入所者に対しては制限が多く、柔軟な対応ができれば、安心して入所したり、自宅に戻ったりできると思われる。</p>
<p>○医療的ケアが必要な利用者の支援体制やサービスが整っていないように思う。</p> <p>○高齢の障害者が生活できる施設や法整備が整っていないように感じる。</p>
<p>○障害のある人が医療を受けた際の窓口負担が基本的になくなったことはよかったと思う。</p> <p>○さぬき市民病院の精神科デイケアが終了したこと、大川圏域に入院に対応できる精神科がないことは、精神障害のある人にとっても、支援する側にとっても不安に思う。</p>
<p>○医療面での支援度が高くなった場合に、福祉（施設利用）面での利用継続が難しくなるケースが増えてきた。</p>
<p>○在宅サービスが充実してきたことで、確かに以前より生活環境や質は良くなっていると思う。仕方なく施設入所を選ぶ当事者が、十数年前よりは減っていると感じる。また、グループホームやサービス付き住宅など生活の場の選択肢が増えたことも要因の一つであると思う。ただ、この5年間をみると、生活環境にあまり変化は感じない。逆にサービスが増えた分、マンパワー等福祉に関わる人材不足や質の低下に大きな課題を感じる。労働環境や待遇、給与面等、介護、支援の仕事は思う以上にきつい仕事である。障害当事者の生活を改善していくためには、それを支える人材育成と確保が何より必要だと感じている。</p>
<p>○障害のある人の生活環境は悪くはない。サービスの増え方や使う側の使い方など、本人の成長のためにサービスを選んで使っているとは思えないこともある。すべてではないが、本人がちょうどいい（心地いい）サービスを受け、その時穏やかに過ごせること自体が目的になっていないか。</p>
<p>○障害福祉サービスにはいろいろな種類があるが、利用者が選択できるほど事業所があるようには思えない。</p>
<p>○精神障害者が地域で生活していくのにあたって、アパート入所時に診断書の提出を要求され、入居できない場合がある。昼間に安心して過ごす場所が少ない。</p> <p>○一人暮らしの障害者に対しても、自治会の行事等の免除や配慮が見られない。</p>
<p>○障害者との共生社会への取り組みはされているが、理解と認知が進んでいないと思う。保健医療については改善されてきていると思う。</p>
<p>○障害のある人やその家族のニーズとそれに見合うだけのサービス提供がまだ十分ではないと思われる。</p>
<p>○平成 27 年度からの計画相談支援実施により、家族だけでは難しかった困りごとへの対応や、必要なサービスの提供ができるようになり生活環境が改善した事例はあったと思う。しかし、制度で対応できない課題に今後どのように対処していくか検討が必要（家族による通院が困難な障害者、高齢保護者と障害者の二人暮らしなど）。</p>

○医療費の窓口負担が不要になったことは、生活環境改善につながったと思う。
○ヘルパー制度の充実で買いたいものがすぐ買える、定期的に医療機関に通院できるなどにより、安心な生活が送れるようになってきたと思う。

(3) 障害のある人に対する理解や権利擁護について

障害のある人に対する理解や権利擁護については、以下のような意見が寄せられました。

■障害のある人に対する理解や権利擁護について■

○バリアフリー化などが進んだことで、障害や障害者に対する理解は進んできたと思われる。今後は、ライフステージに応じた社会参加や就労機会の充実や保障が一層求められる。
○障害のある人が声をあげやすい環境になったと思う。
○障害者差別解消法、障害者虐待防止法の施行など、法的整備は進んだが、実際の支援の現場で適切に運用されているとは感じられないところもある。
○成年後見人の利用は増えているが、一部の障害者にとどまっている。
○他県ではニュースや新聞などの報道でよくみるが、身近ではない。
○障害者虐待防止法が施行され、本人や支援者、家族、雇用主または世間一般の人には浸透していると思う。しかし、障害のある人と接する中で、家庭内での立場等をみると、疑問を感じることは多くある。
○障害者虐待防止法、障害者差別解消法と、ここ数年新しい法が制定され、少なくとも福祉関係者においては権利擁護についての意識は高くなってきたと思う。
○障害者差別解消法や虐待防止法ができたことで、権利擁護への意識や理解は深まったと思うが、あくまで当事者や福祉事業所など関係機関での取り組みが中心であり、一般対象者への理解が深まってきたという印象は薄い。一般対象者に対する周知、啓発への取り組みの必要性を感じる。
○自分の身の回りのことを考えると前向きであると思うが、地域や障害について関心の少ない人に対して正しい理解を促すことはとても時間がかかると痛感している。
○障害者に対しての理解や権利擁護は総じて総論賛成してくれるが、直接個人に関わりがあると反対や注文が多く、協力が得られない。
○障害のある人への理解と認知が進んでいないと思う。テレビ、新聞等にて障害者についての広報活動は以前より全面的に出てきていると思うが、地域における理解度は向上していない。
○権利擁護についても、偏見や差別的な見方においては、意識は低く感じる。
○社会生活の高度化や社会環境変化の中での障害者の位置づけと支援による住みやすい環境づくり。
○啓発のための講演会等は実施しているが、限られた方の参加となっているため、幅広く浸透している感じではないと思う。より身近に障害のある人との交流ができる場が増えていけばいいと思う。
○表面に出てくる事件性のあるものに加え、表面化の見えないものはたくさんあると思う。理容室で障害のある人が来ないでほしいと言われたなどを耳にしたことがある。
○外出や地域交流行事などへ参加し、障害者理解の促進を図っており、障害者と関わる人々は理解していると感じているが、障害者と関わったことのない人への普及啓発は難しい。
○虐待や差別などについての研修が増えることにより、気を付けるようになり、マスコミなどの報道で取りざたされることにより、国民一人ひとりが理解を示すようになってきたと思う。

(4) 障害児の就学、療育・保育・教育の環境について

障害児の就学、療育・保育・教育の環境については、以下のような意見が寄せられました。

■障害児の就学、療育・保育・教育の環境について■

○幼稚園や小学校での障害児に対する療育の環境は良くなっている。障害児に対する教員の数も以前より増えている。
○放課後等デイサービスの事業所が増加したことで、受け皿が多くなった。また、療育、保育、教育の現場でも、支援体制を強化しようとする取り組みがみられる。
○発達障害への理解と支援体制が少しずつ前進しているのではないか。
○障害児の増加。 ○メディアでの啓発。
○幼稚園への入園は、加配職員の都合により難しい。障害児の入園にもっと理解を示してほしい。 ○普通中学校の特別支援学級を担当する職員の研修不足を感じる。発達障害等に関する理解を深め、子どもに向き合って学習指導をしてほしい。 ○放課後等デイサービスが増えてきたが、内容が見えない。
○医療的な支援が必要な障害児の受け入れが養護学校で可能となるなど、環境が改善されてきたと感じる部分はある。また、障害福祉サービスの利用など、養護学校の職員の理解も深まってきており、連携も強くなってきていると感じる。ただ、普通学校での障害児の受け入れがどれだけ進み、理解が深まっているのかはわからない。障害児の場合、養護学校での支援が主ではあるが、普通学校での受け入れや障害に対する理解、周知、啓発の必要性もあると思う。
○学校、家庭、福祉事業所とでどれだけ個人について同じベクトルで歩めているのか、子どもの今の課題、数年先の姿を共有できているのか、聞いてみたいことがある。幼少から学童に関わる大人の影響力は、子どもにとってとても重要と感じる。
○発達障害と言われる子どもたちが増えている。 ○療育、保育、教育の各分野での体制強化（専門的）が必要ではないか。
○障害のある子どもたちの受け入れや理解は少しずつ進んできていると思う。
○地域の学校へ行く人が増えたこと。福祉サービスを利用することで社会とつながることができていると思う。まちで障害のある人と出会う（見かける）ことが増えた。自分で考えて行きたいところに行けるようになってきたと考えられる。教育の環境は社会だと思う。
○さぬき市は発達障害相談支援事業の個別相談や巡回訪問を実施することで早期発見・早期対応につながっていると感じる。
○日中一時やデイサービスなどの充実で学べる場所などが多くなり、利用者、家族に選択の幅が増えたと思う。

第3章 計画の基本課題

障害者施策の動向や統計データ、各調査の結果を総合的に勘案し、本市における障害のある人を取り巻く課題について整理すると、以下の通りとなっています。

1. 障害や障害のある人に対する啓発や交流

平成28年4月から、「障害者差別解消法」が施行され、国・地方自治体などにおける障害を理由とする差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止などが定められました。

一方で、アンケートの結果を見ると、半数以上の回答者が差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがあると回答しています。本市においても、障害の有無に関わらず、すべての市民が相互に人格や個性を認め、尊重することのできる社会の形成が求められます。

2. 生活支援サービスの提供

障害のある人が、住み慣れた地域で安心していきいきと自立した生活を送れるようにするためには、自らの特性を理解するとともに、必要なサービスを選択する必要があります。また、地域において、障害のある人を介護・支援している人の負担軽減を図ることも必要です。

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、必要なサービスを受けることができる環境を整えていくとともに、保健・医療・福祉の分野をはじめとした関係分野の総合的な連携のもとに、生活支援体制の整備が求められています。

3. 保健・医療体制の拡充

いきいきとした生活の基本は、心身ともに健やかであることです。ライフステージに応じて変化する身体に合わせて、生活習慣を見直すことによって、健康寿命を延伸させることができます。健康に対する市民の意識を向上させ、市民の健康づくりを支援していくことが必要です。

また、障害の早期発見、早期対応により、障害の程度を軽減することが期待できます。県や医療機関などの関係機関との連携を深め、障害のある人が必要な医療を地域で受けることができるような体制づくりが求められます。

4. 保育・療育・教育の提供

特別支援学級に在籍する児童数がこの5年では増加傾向にあります。発達障害の概念が浸透したことで、全国的に発達障害と診断される児童の数が増えていることが要因の1つと考えられますが、障害のある子どもに対する適切な療育・教育に対するニーズは高まっていると考えられます。アンケートでも「教育・療育機関で充実してほしいこととして、「子どもの能力や障害の状態に適した指導」が第1位、「まわりの子どもたちとの交流機会を増やす」が第2位などとなっています。

子どものうちから障害や障害のある人に接するとともに、障害に対する正しい理解を周知していくことも「地域共生社会」の実現に向けて必要な取り組みとなっています。また、障害のある子どもを支える保護者に対する支援についても調査・検討を進めていく必要があります。

5. 障害のある人の雇用・就労の促進

「障害者雇用促進法」が平成25年6月に改正され、障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務や法定雇用率の算定基礎の見直しが定められました。本市に居住する障害のある人の就労意欲について、障害福祉に関するアンケート調査の結果を見ると、「すでにしている」が3割強を占めるほか、「したいと思う」が2割強を占めています。職場における障害者理解を進め、就労意欲の高い障害のある人がその特性を生かして社会の中で活躍できる場の創出が求められています。

一方で事業所調査では、「さぬき市内での障害者雇用の求人数が少ない」といった意見が出されており、さぬき市内でも就労できる環境の整備が必要であることがうかがえます。

6. 障害のある人の社会参加の促進

事業所調査では、公共交通環境について改善が必要であるとの意見が出されました。また、障害福祉に関するアンケート調査でも「公共交通機関が少ない」が第1位となっており、日常的な足となる公共交通の利便性の向上が求められています。

さらに、ライフステージに合わせた活動の場や交流の場が不足しているという意見もあり、障害のある人が地域社会における多様な場に主体的に参加できるような環境の整備に引き続き努めていく必要があります。

7. 生活環境の整備・向上

障害のある人が地域で生活していくためには、心理的障壁だけではなく、物理的障壁も取り除いていく必要があります。庁舎をはじめとした公共性の高い施設や道路・橋梁といった生活インフラについても、障害の有無や年齢などに関わらず、すべての人が利用しやすいよう、生活環境を整えていく必要があります。

また、障害福祉に関するアンケート調査では、災害時に困ることとして、「避難場所の設備や生活環境が不安」が第1位となっています。災害等の非常時においても、障害のある人が安心して避難、生活できるような支援体制を整備していく必要があります。さらに、障害のある人の権利や財産を保護するための権利擁護の制度の利用を促進していくことも重要です。

第4章 施策の展開

1. 計画の基本理念

障害のある人が住み慣れた地域で自分自身の生き方を主体的に選択し、決定できる社会の実現に向けて、必要な情報の提供や相談、サービスの利用援助、利用者の権利擁護など、幅広い支援の提供に努めていく必要があります。また、障害福祉サービスの提供にあたっては、質・量ともに十分なサービスを提供できるよう、サービス事業所の確保に努めるとともに、関係機関との連携を図っていく必要があります。

障害の有無に関わらず、すべての市民が地域に暮らす一員として共にいきいきと暮らせるさぬき市の創出を目指し、本計画における基本理念を以下のように定めます。なお、この基本理念は第4期計画の基本理念を継承するものとして設定しています。

■計画の基本理念■

だれもがいきいきと輝いて暮らせる
“共生のまち”さぬき

2. 施策の展開にあたっての基本的な視点

本計画の基本理念の実現に向けて、本市では以下の7つの視点を設定し、各施策を展開することにより、障害のある人を支援していきます。また、厚生労働省が提唱する「地域共生社会」の構築につながるよう努めていきます。

(1) 啓発・交流の推進

障害のある人やボランティア活動に対する理解の促進を図るため、広報紙や交流、ふれあいの機会を通じた市民に対する啓発活動などにより、障害や障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。さらに、多様化するニーズに対応するため、サービスなどに関する情報提供体制の充実を図るとともに、障害のある人を支える福祉活動については、ボランティアやNPO、障害者団体等の活動の活性化を図ります。

(2) 生活支援サービスの提供

障害のある人が必要なサービスを自ら選択し、自らの人生や生き方を選び取ることができるよう、利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実を図り、障害のある人の豊かな地域生活の実現に資するための体制の確立に努めます。さらに、各種サービスについて、市民への普及と定着を図り、障害のある人に対するサービス基盤の充実をはじめ、円滑な制度運営を図るために、現在問題となっている福祉人材の確保について、国・県の施策や介護保険制度と連携を図りながら、人材の育成等の方策について検討していきます。

また、障害のある人やその家族にとって、地域での身近な相談窓口が重要な役割を果たすことから、障害の種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネーターや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。

(3) 保健・医療体制の充実

障害の起因となり得る生活習慣病についての対策、疾病の予防、早期発見、母子保健の充実に努めるとともに、障害のある人に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーションを充実し、医療サービスの充実を促進します。

すべての市民が健やかな身体を維持し、いきいきとした暮らしを送ることができるよう、健診の受診勧奨に努めます。

(4) 保育・療育・教育の推進

障害のある子どもに対しては、早い段階での適切な支援により、乳幼児期の成長を支援し、その能力を最大限に伸ばしていくことができます。障害のある子ども一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な療育・教育を受けられるよう、各関係機関との情報連携を進めるとともに、対応するための体制を整えていくことが必要です。

保育園や学校等において、子ども、保護者、職員に障害に対する正しい知識の浸透に努めるとともに、障害のある子どもと障害のない子どもの交流を図っていきます。

また、障害のある子どもを支える保護者のニーズを把握し、障害児保育の充実や放課後児童クラブにおける障害児の受け入れなどを進めていきます。

(5) 雇用・就労の拡大

障害のある人の社会的な自立に向けて、個々の適性や能力に応じて継続的に就労していくことができるよう、障害の特性に応じた就労支援を進めます。障害のある人の一般就労にあたって、市内の企業に対する働きかけを進め、さぬき市内での就労を希望する人が地域で就労できるような環境の整備に努めます。

(6) 社会参加の促進

障害のある人もない人も分け隔てなく交流できる機会やふれあうことができる機会の1つである、スポーツや芸術文化活動を支援するとともに、人生を豊かにする生涯学習の場の充実に努めます。

また、移動支援やコミュニケーション支援により、障害のある人が社会とのつながりを維持することができるよう図っていきます。

(7) 生活環境の整備

障害のある人の安心・安全な暮らしを実現するためには、生活基盤である住まいの確保や生活環境の整備、防災・防犯・交通上の安全確保は欠かせません。障害の有無に関わらず、すべての市民が快適かつ安全・安心に生活することができるよう、住宅や公共施設、道路などといった生活環境の整備、向上を図るとともに、地域における防災・防犯対策の充実に努めます。

また、消費者犯罪から障害のある人などを保護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの利用を促進し、市民の権利や財産を保護する取り組みを進めます。

3. 施策体系

本計画における基本理念の実現に向けて、障害のある人に関わる施策を以下のように整理します。

■施策の体系■



第5章 計画の推進

1. 啓発・交流の推進

(1) 相互理解の推進

【施策の方針】

障害の有無に関わらず、市民の一人ひとりが尊厳を持つかけがえのない存在として尊重され、共に支え合う地域社会の構築のためには、障害に対する正しい理解が必要です。広報活動を通じて障害や障害のある人に対する正しい理解を広めていくとともに、障害のある人の地域活動への参加を呼びかけます。また、一人ひとりの特性や個性を認め合えるよう、幼児・学童期の福祉教育を推進していきます。

【主要施策】

①障害に対する正しい知識の普及・理解促進

施策・事業	概要	担当課
1 広報紙等を通じた啓発の推進	広報紙やパンフレット、ホームページなどの多様な広報媒体を活用し、障害のある人の自立や社会への参加に向けた様々な取り組みを紹介し、障害者や障害者団体の自主的・主体的な活動の情報提供、啓発に努めます。	長寿障害福祉課
2 障害のある人の地域活動等への参加促進	民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO法人等との連携を深め、障害のある人の地域活動やイベント等への参加が促進されるよう、継続的に呼びかけを実施します。	長寿障害福祉課

②福祉教育の推進

施策・事業	概要	担当課
1 福祉体験学習・人権教育の推進	次代を担う子どもたちの障害のある人への理解が深まるよう、小・中学校、幼稚園における福祉体験学習や人権教育の推進、障害のある人との交流機会の充実等に努めます。 また、子どもたちを取り巻く生活の中の差別につながる実態を把握し、交流事業や人権学習等に取り組みます。	学校教育課
2 福祉教育の向上	ビデオやスライドなど、視聴覚教材の導入を図り、福祉や保健について基本的な理解が得られる機会を増やし、福祉教育に携わる教職員・関係者等の資質の向上に努めます。教材の導入にあたっては、児童生徒やその保護者、学校の実態・要望を踏まえて検討を進めます。	学校教育課

(2) 権利擁護の取り組みの推進

【施策の方針】

障害のある人に成年後見制度や日常生活自立支援事業といった権利擁護に関する事業を活用してもらえるよう、広報・啓発を進め、障害のある人の権利や財産等を守る取り組みを進めます。また、虐待等の発生を防止するため、関係機関との連携を進めていきます。

【主要施策】

①権利擁護の推進

施策・事業	概要	担当課
1 成年後見制度の普及と利用支援	判断能力が十分でない人の権利を守るため、財産管理や身上監護に関する契約などを援助する成年後見制度について、普及に努めるとともに、制度の利用促進を図ります。 また、関係機関と連携し、成年後見制度が必要な障害者等の把握に努め、利用促進にあたっての体制について整備していきます。 さらに、平成32年度（2020年度）に「市町村成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。	長寿障害福祉課
2 日常生活自立支援事業の推進	判断能力が十分でない人を対象に社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の利用を推進します。	長寿障害福祉課
3 障害のある人の虐待防止に向けたネットワークづくり	「障害者虐待防止法」に基づき、障害のある人に対する虐待の防止に向けて、関係機関における連携体制の構築に取り組みます。	長寿障害福祉課
4 障害のある人の差別解消の推進	国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」の一般市民、市職員に向けた啓発活動に取り組み、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に取り組みます。	長寿障害福祉課

(3) 地域における福祉活動の推進

【施策の方針】

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、公的な福祉サービスだけではなく、周囲の人の支援を得ることが不可欠です。地域福祉活動に関わるNPO団体やボランティア団体などへの支援を行うとともに、民生委員・児童委員の活動を支援することにより、障害のある人とない人が共に暮らす「地域共生社会」の実現を図ります。

【主要施策】

①地域福祉活動の推進

施策・事業	概要	担当課
1 地域福祉活動の推進	「地域福祉計画」に基づき、地域における福祉活動の振興に努めます。また、さぬき市社会福祉協議会が「地域福祉活動計画」に基づいて展開する各種の取り組みについて、引き続き支援に努めます。	福祉総務課
2 民生委員・児童委員活動の支援	障害のある人の身近な相談・支援者である民生委員・児童委員の活動に対する支援に努めます。また、各種団体等が開催する研修会・講演会等に積極的に参加し、各委員のスキルアップを図ります。	福祉総務課

②ボランティア活動の推進

施策・事業	概要	担当課
1 障害者支援ボランティアの育成	県や社会福祉協議会、障害者団体等と連携しながら、点訳や音読、手話通訳、要約筆記、移動支援など、障害のある人を支援するボランティアの確保・育成を図ります。	長寿障害福祉課
2 障害者ボランティアネットワークの推進	障害のある人が身近にボランティアによる支援を受けられる環境、市民が気軽にボランティア活動に参加できる環境をつくるため、社会福祉協議会や障害者団体、ボランティア活動団体によるネットワークづくりを推進します。 社会福祉協議会におけるボランティアセンター事業を活用し、地域でボランティア活動をしやすいための、情報提供などの援助を行います。	長寿障害福祉課

2. 生活支援サービスの提供

(1) 福祉・行政情報の提供と相談支援体制の強化

【施策の方針】

障害福祉サービスを必要とする市民が、各種行政情報や保健・医療・福祉サービスに関する情報など、必要な情報にアクセスできるよう、わかりやすい広報活動を進めていく必要があります。

また、障害のある人やその家族の相談に対応し、各種福祉サービスや事業の円滑な利用が可能となるような相談支援体制を整えていきます。

【主要施策】

①広報・情報提供の充実

施策・事業	概要	担当課
1 障害福祉に関する情報提供の充実	<p>広報紙やパンフレット、ホームページなど、多様な媒体を通じて、障害者手帳の申請方法、各種支援制度・サービスの内容と利用方法、市内関係施設の案内等をわかりやすく紹介していきます。</p> <p>また、各種障害福祉制度等の改正があった場合には、広報紙などの多様な媒体やサービス事業所、関係機関・団体等を通じての情報提供に努めます。</p>	長寿障害福祉課
2 行政情報のバリアフリー化	<p>広報紙等の行政刊行物の発行や市民に対する情報提供に際しては、録音テープとCDによる「声の広報」等を作成し、それぞれの障害に応じた情報提供を図るよう配慮に努め、行政情報のバリアフリー化を促進します。</p>	長寿障害福祉課

②相談支援体制づくり

施策・事業	概要	担当課
1 障害のある人のための相談支援事業の実施	<p>障害者相談支援事業など、障害のある人や家族等の相談ニーズに応じて、福祉サービスの利用援助や自立に向けた支援、ピアカウンセリング、介護相談、生活情報の提供等を総合的に行う各種相談事業等の円滑な実施に努めます。</p>	長寿障害福祉課
2 身近な相談機能の充実	<p>身近な地域における相談者となる障害者相談員や民生委員・児童委員等の活動への支援に努めるとともに、相談制度の周知を図り、研修会等によって相談員の資質向上を図ります。</p>	長寿障害福祉課
3 相談支援機関のネットワーク化	<p>障害福祉に関する相談支援・案内等が総合的に提供できる環境づくりを進めるため、市内及び近隣地域の相談支援機関による日常的な連携・調整に努めます。</p>	長寿障害福祉課
4 障害者自立支援協議会の充実	<p>障害のある人や家族等を支えるための仕組みづくりの協議・検討・調整などを進めるため、本市と東かがわ市で構成する「大川圏域地域自立支援協議会」を設置しています。相談支援の充実や障害福祉計画の策定から点検まで、一層の充実と有効活用を図っていきます。</p>	長寿障害福祉課

(2) 生活支援サービスの提供

【施策の方針】

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して生活を送るためには、身近な地域で一人ひとりに合った相談や支援を受けることができる体制が求められます。市内・近隣自治体のサービス事業所による障害福祉サービスを確保・充実するとともに、県などの関係機関との連携・調整を図っていきます。また、制度改正等に対応し、本市に居住する障害のある人が必要なサービスを受けることができるよう、適切なケアプランの作成・見直し等を通じて公平性の高いサービス提供を進めていきます。

【主要施策】

①在宅生活への支援

施策・事業	概要	担当課
1 居宅介護等のホームヘルプサービスの推進	障害のある人が地域社会のなかで安心して、また自ら望む生活が送れるよう、身体介護、家事援助、相談などのサービスを、障害の種類や程度に応じて適切に提供できるよう努めます。	長寿障害福祉課
2 短期入所（ショートステイ）事業等の推進	一時的に家庭での介護が困難になった場合や家族の負担軽減を図るための短期入所事業について、サービス事業所の充実を図るなど、必要な時に利用できるよう体制づくりに努めます。	長寿障害福祉課
3 日中一時支援事業の充実	サービス事業所との調整のもとに、障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援するとともに、障害のある児童の学校の下校時における活動の場を提供します。	長寿障害福祉課
4 その他の生活支援サービスの充実	障害のある人がより円滑に、安心して日常生活が送れるよう、補装具費の給付や日常生活用具の給付など、障害の状況に応じた各種生活支援サービスの充実に努めます。	長寿障害福祉課

②日中活動の場の充実

施策・事業	概要	担当課
1 自立支援給付等によるサービスの提供	県や近隣自治体、関係機関と連携しながら、障害者総合支援法に基づく生活介護や就労継続支援、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス、地域活動支援センター等、日中活動系サービスの適切な支給に努めます。	長寿障害福祉課

③生活の場の確保

施策・事業	概要	担当課
1 地域生活への移行に向けた取り組みの推進	入所施設の利用者や精神科病院の長期入院者について、本人の意向を尊重しつつ、家族や地域住民等の理解と協力のもとに地域生活への円滑な移行が図られるよう、地域移行支援、地域定着支援など相談支援の取り組みを進めます。	長寿障害福祉課
2 地域における生活の場の確保	地域のなかで必要な援助を受けながら、共同生活を送る場となるグループホームの開設・増設を促進するため、県や関係機関と連携しながら、運営法人等への指導・調整、助成、支援等に努めます。	長寿障害福祉課
3 入所施設やグループホーム等における生活の質の確保	入所施設やグループホーム等における生活が利用者の意向に的確に応えたものであり、利用者の一人ひとりが人権を尊重された快適な生活を送ることができるよう、サービス事業所に助言・要請します。	長寿障害福祉課
4 地域生活支援拠点の整備支援	地域における居住支援として、障害保健福祉圏域における既存の地域資源を活用しながら、地域における複数の機関が分担して面的な機能を担うことができるよう、体制づくり等を支援します。	長寿障害福祉課

④各種制度の活用

施策・事業	概要	担当課
1 各種制度の周知と利用促進	障害のある人や家族の生活の安定を図るため、障害者年金や各種手当、税制控除、医療費の助成、各種料金の減免・割引制度等について、障害のある人や家族に広く周知します。	長寿障害福祉課
2 各種年金・手当等の給付	障害のある人が地域で自立した生活を営むことができるよう、国や県の制度に即し各種年金、手当等を給付します。	長寿障害福祉課
3 医療費の助成	自立支援医療など、障害の軽減、回復、治療等に要した費用について、国の自立支援給付や県の制度に準じて医療費を助成し、障害のある人や家族の費用負担の軽減を図ります。	長寿障害福祉課
4 利用者負担への配慮	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用に伴う自己負担額については、国・県における基本的な考え方や近隣自治体の動向を踏まえつつ、配慮に努めます。	長寿障害福祉課

3. 保健・医療体制の充実

(1) 健康づくりと地域医療等の充実

【施策の方針】

健やかな身体を維持していくことによっていきいきとした暮らしを送ることができます。すべての市民が健(検)診などを通じて自らの健康状態を知るとともに、必要な対処を取ることができるよう、健康状態を知るための機会を創出していきます。

また、障害のある人がその特性や程度に応じた医療・リハビリテーションを受けられることができ、健康の維持・増進を図れるよう、県や医療機関など関係機関との連携のもとに、地域の医療体制の充実についても取り組んでいきます。

【主要施策】

①健康づくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 母子保健の充実	妊産婦や乳幼児に対する健康教育・健康相談・訪問指導等の充実を図り、母子の健康の保持と障害の発生予防の啓発に努めます。	国保・健康課
2 生活習慣病予防	障害発生の大きな要因となるがん、脳血管疾患、心・腎疾患、糖尿病等の生活習慣病の予防対策として、各種がん検診、特定健康診査・特定保健指導等を実施し、疾病の早期発見、重症化予防に努めます。	国保・健康課

②地域医療との連携・リハビリテーション体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 在宅医療サービスの充実	障害のある人などが自宅で安心して療養できるよう、夜間・休日や緊急時の医療体制、訪問診療や訪問看護等の充実に向けて、関係機関に働きかけるとともに、市内・近隣地域における診療体制に関する情報の収集と提供に努めます。 また、福祉と保健・医療を包含した連携体制整備の協議の場を自立支援協議会に設置するための検討を進めます。	国保・健康課 長寿障害福祉課
2 リハビリテーション体制の充実	障害の軽減、機能回復等を図るため、医療機関等と連携し、リハビリテーション提供体制の確保に努めます。	長寿障害福祉課
3 生活能力の維持・向上等の支援	入所施設や病院を退所、退院した人が、地域生活を営むために必要な身体機能・生活能力の向上などを支援する自立訓練（機能訓練、生活訓練）等の場の確保に努めます。	長寿障害福祉課

(2) 心の健康づくりの推進

【施策の方針】

現代社会の様々なストレスから、心の健康を損なう人が増えていると言われてい
ます。心の健康についての正しい理解のもとにストレスをコントロールすることで
発病を予防したり、不調や症状に早期に気づき、適切に対応したりすることで状態
の改善や悪化の防止につながります。

精神疾患に関する医療体制については、地域で安定した生活を送るために通院医
療が不可欠であることから、自立支援医療の円滑な実施に努めるとともに、県や専
門医療機関との連携を図り、適切な医療が受けられるよう、支援に努めます。

【主要施策】

①心の健康づくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 心の健康づくりの推進	精神保健に関する知識の普及や訪問指導・相談の充実を図り、心の健康づくりの推進に努めます。	国保・健康課

②精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 精神保健福祉に関する相談支援体制の充実	関係機関との連携を強化し、精神疾患の早期発見・治療の促進や家庭内適応、社会適応・社会的自立を援助するため、障害のある人や家族に対する相談支援事業、各種教室等の充実に努めます。	長寿障害福祉課
2 日中活動等の実施	精神障害のある人の生活能力やコミュニケーション能力の向上を目的とした茶話会等を実施し、日頃の悩みや困りごとについての相談に対応します。	長寿障害福祉課
3 精神科医療体制の充実	専門医療機関との連携を強化し、患者や家族が病態を正しく理解し、適切な医療機関を選択して医療を受けられるよう支援していきます。 精神症状の悪化に伴い、医療保護の必要な人への精神科救急体制については、県の救急医療体制との連携を図り、対応に努めます。 また、保健師等の訪問指導や訪問看護など、アウトリーチでの支援を継続していきます。	長寿障害福祉課

(3) 難病患者等への支援

【施策の方針】

「難病」とは原因不明で治療方法が未確立であり、後遺症を残す可能性がある疾病であり、治療が長期にわたり、介護を必要とするケースもあります。当事者本人だけではなく、介護する家族の経済的負担や精神的負担が大きいため、社会的な支援が必要です。

県や医療機関等と連携し、地域で適切な医療を受けられる体制づくりを進めるとともに、必要な相談支援・在宅サービスを充実させていきます。

【主要施策】

①難病患者等への支援

施策・事業	概要	担当課
1 居宅生活支援事業等の実施	県や医療機関等と連携し、難病患者等居宅生活支援事業（難病患者等ホームヘルプサービス事業、難病患者等短期入所（ショートステイ）事業、難病患者等日常生活用具給付事業）を実施します。	長寿障害福祉課

4. 保育・療育・教育の推進

(1) 療育・発達支援体制の充実

【施策の方針】

障害のある子どもに対しては、早い段階で適切な支援を行うことにより、乳幼児期の成長を支援し、その能力を最大限に伸ばしていくことができます。乳幼児健診等の機会を利用して障害の早期発見・早期対応に努めるとともに、成長段階に依りて、適切な療育や教育につなげられるよう、体制を整えていきます。障害児の保育についても、障害のある子どもとない子どもが共に育つことができるよう、幼稚園や保育園などへの障害のある子どもの受け入れを引き続き進めていきます。

また、家族の関わり方が障害のある子どもの療育に及ぼす影響が大きいことから、障害のある子どもとその家族を支援する体制を整備していきます。

さらに、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設」、「保育所等訪問支援の拡大」、「医療的ケア児に対する支援」等の充実が図られることとなっています。本市においても、本制度の改正を踏まえ、障害のある子どもの多様な支援ニーズを把握し、きめ細やかな対応に努めていきます。

【主要施策】

①障害の早期発見・療育体制の充実

施策・事業	概要	担当課
1 乳幼児健診等の実施	乳幼児健診等の実施を通じて、子どもの心身の課題を早期に発見し、医療機関や療育機関との連携によるフォロー体制を推進するなど、障害の早期発見・療育の充実を図ります。	国保・健康課
2 ライフステージごとの相談体制の充実	乳幼児期から青年期までの子どもの発達についての相談体制の充実を図り、切れ目のない支援を推進します。 発達障害相談支援事業「ほっとすてっぷ」と地域の関係機関との連携を強化していきます。	国保・健康課 長寿障害福祉課 子育て支援課 幼保連携推進室 学校教育課
3 学校、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における健康診断・療育体制の充実	障害の早期発見、望ましい成長発達を図るため、学校等における健康診断の実施に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行います。また、特別支援学校や小・中学校との連携協力等を図り、幼稚園・保育所（園）・認定こども園における早期教育の一層の充実に努めます。 就学支援シートの様式等の見直しを行い、早期支援コーディネーターや各関係機関との連携の充実を図り、確かな支援の引き継ぎを目指します。	幼保連携推進室

施策・事業	概要	担当課
4 早期療育体制の充実	療育・発達支援に関わる関係機関の連携を図り、療育や就学・就園等に関する相談支援体制の充実に努めます。	長寿障害福祉課
5 発達障害相談支援事業の充実	発達障害がある市民に対し、ライフステージを通して一貫した支援を提供するため、臨床心理士等による個別相談・療育の場を設置します。 小・中学校など所属機関に臨床心理士等が訪問し、集団の場での行動観察、教職員へのフィードバックを行い集団生活での適応を図ります。 発達障害支援に携わる教職員に対し、研修を行い、スキルアップを図ります。 臨床心理士の専門性を生かし、地域の発達障害支援の中核となる事業としての充実に努めます。	長寿障害福祉課

②障害のある子どもの子育て支援

施策・事業	概要	担当課
1 障害児保育の充実	幼稚園・保育所（園）・認定こども園、放課後児童クラブの子ども・子育て支援サービスの障害児の利用ニーズの把握に努めます。 障害のある子どもに対する保育需要の動向に応じて、保育所における保育士の加配を進めるとともに、施設・設備等の改善・充実、職員理解を深めるための研修など、障害児保育の実施に向けた体制づくりに努めます。 また、早期支援コーディネーターによる巡回訪問事業での支援者研修の充実に努めます。	幼保連携推進室
2 放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ	放課後児童クラブ事業について、障害の内容・程度等により指導員を配置し、希望する障害のある子どもの受け入れに努めます。	子育て支援課
3 さぬき市ガイドヘルパー派遣事業	単独での外出が困難な障害のある児童の自立と社会参加を促進するため、学校等への通園・通学時に、ガイドヘルパーを派遣します。	長寿障害福祉課

さぬき市発達障害相談支援事業 (ほっとすてっぷ)

本市では、発達障害に関する支援を強化するため、平成18年度からさぬき市の関係各課による発達障害等支援連携会議を設置し、発達障害の早期発見と早期支援のための取り組みの1つとして、「さぬき市発達障害相談支援事業（ほっとすてっぷ）」を行っています。

本事業では、早期支援コーディネーター巡回訪問などの機関支援を通じて幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校等への発達障害のある児童の集団生活への適応を図るとともに、早期支援コーディネーターによる教育相談や個別相談・療育により、発達障害のある当事者への支援を行っています。また、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小・中学校の教職員に対し、スキルアップの研修を行うとともに、一般市民向けの啓発研修を行うことにより、発達障害のある人とその家族への支援の質の向上を図っています。

(2) 障害児教育の充実

【施策の方針】

本市では、障害者施策への積極的な取り組みを通じて、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ってきましたが、「地域共生社会」の実現のためには、障害そのものや障害のある人に対する理解が不可欠であり、引き続き啓発を進めていく必要があります。幼少期、学童期からの学習指導や障害のある人との交流を通じて障害に対する理解を進めていきます。

また、障害のある子どもが将来的に社会的に自立できるよう、それぞれの状況に合った教育の提供に向けて体制を整えるとともに、学校施設や設備についても誰もが利用しやすくなるよう努めていきます。

【主要施策】

①学校教育における内容の充実

施策・事業	概要	担当課
1 特別支援教育の実施体制の確立	障害のある子ども一人ひとりの状況や特性等に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行う特別支援教育の実施にあたり、特別支援教育支援員の配置や教職員の指導力向上、設備・教材等の充実に努めます。	学校教育課
2 特別支援学級の整備充実	障害のある児童・生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備の促進を図ります。	学校教育課
3 体験的学習指導の充実	生活に結びついた学習を取り入れ、体験を通じて学ぶことができる教育課程の編成、学習指導の充実に努めます。	学校教育課
4 交流学習の推進	障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を積極的に進めることによって、相互理解の促進を図ります。 平成29年度に指定を受けた「インクルーシブ教育システム推進実践事業」の研究事業を契機に、研究結果を広く知らせるとともに、実践に結び付けるための検討を進めていきます。	学校教育課
5 児童・生徒及び家族等への啓発等の推進	児童・生徒、またその家族等に対して、学校教育や生涯学習における取り組みを発信し、障害や障害者への理解促進を図るための取り組みを進めていきます。	学校教育課
6 教員研修の充実	障害の重度・重複化、軽度発達障害など障害の多様化に対応するため、心理相談員や巡回療育相談員による個別指導、教職員研修等の充実に図り、子どもを総合的に理解し、個々の課題を明らかにした「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成に努め、指導力の向上を目指します。	学校教育課

②教育施設の整備・充実

施策・事業	概要	担当課
1 教育施設の整備	エレベータ・スロープ・手すりの設置、トイレの改修など、学校教育施設のバリアフリー化を進めます。	教育総務課
2 教育設備の充実	障害のある子どもの学習を支援するための機器・設備など、教育設備の充実を図ります。	教育総務課 学校教育課

③進路指導の充実

施策・事業	概要	担当課
1 進路指導の充実	学校見学や説明会の実施等を通じて本人や保護者への進路情報の提供に努めるとともに、軽・中度の障害のある子どもの社会的・職業的自立を見据えた進路指導を充実させます。	学校教育課
2 進路の確保に向けた要請	市内・近隣地域における県立養護学校（特別支援学校）と協力し、職業教育や作業学習の充実と多様な進路の確保について県や関係機関に要請します。	学校教育課

5. 雇用・就労の拡大

(1) 多様な就労の場の確保と支援

【施策の方針】

障害のある人が社会的に自立するためには、就労による経済的な自立が欠かせません。就労は社会とのつながりを構築するとともに、自己実現の場としての役割を果たすものとなっています。また、「障害者雇用促進法」の改正によって、平成30年度（2018年度）から法定雇用率の算定基礎が見直されています。

障害のある人の一般就労にあたっては、市内の企業・事業所等が障害や障害のある人についての理解や認識を深める必要があります。また、市としても障害のある人の雇用に対する企業の社会的責任について啓発に努めるとともに、多様な就労の場の確保と安定就労のための支援の充実を引き続き図っていく必要があります。

就労意欲の高い障害のある人に対して、雇用・就労に関する必要な情報提供、相談支援を行います。

【主要施策】

①就労支援のための体制づくり

施策・事業	概要	担当課
1 雇用・就労促進のための体制づくり	<p>障害のある人の一般雇用・就労を促進するとともに、職業訓練から就職、職場定着、離職後の相談など、一貫した就労支援を行えるよう、大川圏域地域自立支援協議会の就労支援部会を中心に、市内の企業・事業所、各種団体、香川労働局、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、県などの関係機関との連携を強化し、雇用・就労のための支援体制づくりに努めます。</p> <p>また、市が出資している法人に対して、積極的に障害者雇用を行うように働きかけます。その他の企業に対しても、法改正による法定雇用率の引き上げ等についての周知に努めます。</p>	長寿障害福祉課
2 職域の拡大	<p>公共職業安定所などの関係機関、また、企業との連携を図り、障害者雇用の取り組みを支援するとともに、障害のある人の能力・特性に応じた、さらなる職域の拡大に努めます。また、企業・事業所等に対して、職業訓練への協力や受け入れについて要請していきます。</p>	長寿障害福祉課
3 多様な就労形態の普及	<p>福祉的就労から一般雇用への移行を促進するため、関係機関と連携した職場適応援助者（ジョブコーチ）事業やトライアル雇用（一定期間の試行的雇用）、職場適応訓練等の活用、障害福祉サービス事業所における支援、特別支援学校の在学中から卒業後までを通じた支援に努めます。</p>	長寿障害福祉課

②啓発の推進と雇用の促進

施策・事業	概要	担当課
1 相談支援・情報提供体制の充実	障害のある人が自ら障害の状況を理解しつつ、その意欲と適正・能力に応じて働くことができるよう、関係機関と連携し、身近に雇用・就労に関する相談支援や情報提供を受けられる体制の充実に努めます。	長寿障害福祉課
2 福祉的就労から一般就労への移行	自立支援給付の「就労移行支援」や「就労継続支援」を通じて、福祉的就労の場に通う障害のある人が一般就労へ円滑な移行を図れるよう、サービス事業所による事業実施を促進します。	長寿障害福祉課

(2) 福祉的就労の場の充実

【施策の方針】

障害のある人が福祉的な支援を受けながら仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育むとともに、一般就労に進み、さらに自立した生活が送れるよう、継続的な支援を行うことを目的に、就労継続支援事業所などの福祉的就労の場を拡充していきます。

特に、就労継続支援A型の新規事業開設のための支援に努めます。

【主要施策】

①福祉的就労の場の安定運営と機能強化

施策・事業	概要	担当課
1 障害福祉サービス事業所への支援	一般企業等での雇用が困難な障害のある人に対して、働く場・身近な活動の場として開設されている就労継続支援事業所や地域活動支援センター等の安定運営を図るため、運営団体に対する支援に努めます。 また、新規開設予定の事業所に対しては、事業所開設の支援になる方策を検討します。	長寿障害福祉課
2 自営・企業・在宅就労の支援	在宅ワークや自営業を営む障害のある人が安定して仕事を継続できるよう、相談支援等による情報提供に努めるとともに、障害のある人による起業・創業等に対する支援に努めます。	商工観光課
3 福祉的就労の場の機能強化	市役所において、障害者就労施設等で作られた商品の販売を行い、製造販売の機会を増やし、販売促進を支援します。 民間企業等に対して、福祉的就労の場となる障害者就労施設等への業務の委託・発注や協力を要請していきます。	長寿障害福祉課
4 障害者優先調達法に基づく支援	「障害者優先調達法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達について、全庁で積極的に取り組んでいきます。	長寿障害福祉課

■障害者就労施設等からの物品等の調達の推進■

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	実績	実績見込み	見込み	見込み	見込み
調達額 (円)	449,312	500,000	600,000	700,000	800,000

6. 社会参加の促進

(1) 移動・コミュニケーションに関する支援

【施策の方針】

障害のある人が社会とのつながりを持ち続けるためには、外出支援の活用が不可欠です。障害のある人の外出を支援する行動援護、同行援護などの障害福祉サービスや各種助成等の利用を促進するとともに、補助犬に対する理解を促進していきます。

また、視覚や聴覚、音声・言語機能に障害のある人が日常生活を送り、社会参加を進めるうえで、コミュニケーション支援が果たす役割は非常に大きなものとなっています。手話通訳者や要約筆記者の派遣等の取り組みを進めていきます。

【主要施策】

①外出支援の充実

施策・事業	概要	担当課
1 外出支援サービスの提供	行動援護や同行援護などの障害福祉サービス、地域生活支援事業による移動支援事業、社会福祉協議会やNPO法人など民間団体が実施する移送サービス（介護タクシー、福祉有償運送）など、障害のある人の移動を支援するための事業・サービスの望ましいあり方について検討を進め、サービスの供給確保に努めます。	長寿障害福祉課
2 外出促進のための各種助成等の実施	障害のある人の外出を支援するため、タクシー助成券の配布や自動車改造に要する費用の一部を助成します。 タクシー助成券の配布については、制度の周知を進めていきます。	長寿障害福祉課
3 補助犬の普及促進	障害のある人の日常生活の補助を行うよう訓練された盲導犬や介助犬などの公共施設、民間施設等への同伴利用について、国や県の周知啓発活動等に協力します。	長寿障害福祉課

②コミュニケーション支援の推進

施策・事業	概要	担当課
1 コミュニケーション手段の充実	聴覚、音声・言語に障害のある人のコミュニケーションを円滑に行うことができるよう、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーション支援を充実させるとともに、手話奉仕員の養成を促進します。	長寿障害福祉課
2 音声刊行物の発行	障害等により、文字による情報入手が困難な人のために、音声による広報の発行などを進めます。	長寿障害福祉課

(2) 社会参加の促進

【施策の方針】

障害のある人がいきいきとした生活を送るためには、スポーツ・文化活動や生涯学習などを通じた生きがいの創出が必要です。障害のある人が気軽に地域の活動に参加し、特性を理解しながら社会に参加していくことで、社会全体の障害に対する理解を促進するとともに、障害のある人の生きがいづくりを支援していきます。

また、障害のある人の地域活動を支援することで、地域の活性化を図り、地域の住民同士のつながりを強化していきます。

【主要施策】

①スポーツ・文化活動等の振興

施策・事業	概要	担当課
1 スポーツ活動の振興	障害のある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、障害のある人の利用に配慮した体育施設・公園等の整備改善を図るとともに、広報による各種イベント・スポーツ大会への参加促進、活動を支える指導者の育成などに努めます。 障害のある人となない人の交流を深めるため、すべての人が一緒に楽しめる身近なスポーツ活動の振興を図ります。	生涯学習課
2 文化・芸術活動の振興	障害のある人の文化・芸術活動の振興に向けて、文化施設等のバリアフリー化に努めるとともに、指導者等の人材の確保・育成・活動機会や発表の場の充実を図ります。	生涯学習課
3 生涯学習活動の支援	障害のある人の自主的な社会参加活動や障害のある人相互の交流を支援し、自立意欲を高めるような環境整備に努めるとともに、教育・学習面の活性化と活発化を図り、障害のある人の生涯学習を総合的に推進します。	生涯学習課

②交流活動の促進

施策・事業	概要	担当課
1 障害者団体の活動への支援	各障害者団体等の自主的な活動を支援し、活動の活性化を促進します。また、関係団体への障害のある人や家族の加入促進に努めます。 障害の種別を超えた団体相互の交流や障害のある人となない人の交流を促進し、団体活動の活性化を図ります。 障害のある人や家族が、近隣地域や県内外の障害者団体の行事・会合等に参加し、活動の輪を広げて活躍できるよう支援していきます。	長寿障害福祉課
2 地域活動へ参加しやすい環境づくり	自治会等による地域活動、社会福祉協議会等が進める地域福祉活動、各種協議会・研究会活動などへ、障害のある人の参画を促進するため、各種団体と連携しながら参加しやすい環境づくり、支援体制の充実などに努めていきます。	長寿障害福祉課

7. 生活環境の整備

(1) 誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

【施策の方針】

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、ハード面での配慮は不可欠です。ユニバーサルデザインの考えに基づいて障害のある人もない人も利用しやすい施設・設備を整備していきます。

また、外出する際の障壁となる路上の障害物の除去や交通マナーの向上等を図ることにより、障害のある人が安全に外出できるよう、取り組みを進めていきます。

【主要施策】

①誰もが暮らしやすいまちづくりの推進

施策・事業	概要	担当課
1 ユニバーサルデザインの普及・啓発	<p>すべての人が社会に参加できるよう、性別や年齢、障害の有無など人々が持つ様々な特性や違いを超えて、みんなが使いやすい施設、交通手段、モノ、サービスなどをはじめから生み出していこうとする「ユニバーサルデザイン」の考え方の普及・啓発に努めます。</p> <p>また、「さぬき市都市計画マスタープラン」の見直しにあたっては、引き続き「ユニバーサルデザイン」に配慮した視点を盛り込みます。</p>	<p>都市計画課 (施設等) 福祉総務課(全般)</p>
2 公共施設のバリアフリー化	<p>多くの人が利用する公共施設のうち、新設する施設についてはエレベーター、音声誘導装置等の設置を進めるとともに、既存の施設についても段差の解消や障害のある人の利用に配慮したトイレ、誘導ブロックの設置など、改善に努めます。</p>	<p>政策課 学校教育課 学校再編対策室 生涯学習課 幼保連携推進室 (施設所管課)</p>
3 交通安全対策の充実	<p>迷惑駐車や自転車の放置、はみ出し看板など、道路や歩道上の障害物をなくすため、市民や事業者等への啓発や広報を通じて、安全な歩行空間の整備に努めます。</p> <p>障害のある人や家族に対する交通安全学習など、障害のある人自らが交通事故から身を守る方法を指導するとともに、ドライバーに対する安全運転や交通マナーの啓発に努めます。</p>	<p>生活環境課</p>
4 障害のある人のための専用駐車場の設置促進	<p>施設設置者など関係機関の協力を得ながら、「かがわ思いやり駐車場制度」の普及に努め、公共性の高い施設への障害のある人のための専用駐車場の設置と適正な利用を進めます。</p> <p>また、障害のある人のための専用駐車場が、適正に利用されるよう広く市民、施設利用者への啓発に努めます。</p>	<p>長寿障害福祉課</p>

(2) 居住環境の整備・改善

【施策の方針】

生活の基本は住まいであり、安心して暮らすことのできる居住環境の創出は、障害の有無を問わず、あらゆる市民にとって重要です。公営住宅のバリアフリー化などを通じて、個人の状況に応じた自立した生活ができるような居住環境の整備に向けて取り組んでいきます。

【主要施策】

①暮らしやすい居住環境の整備・改善

施策・事業	概要	担当課
1 公営住宅におけるバリアフリー化の促進	公営住宅の整備・改築にあたっては、手すりの設置、段差の解消など、バリアフリー住宅の整備促進に努めます。	都市計画課
2 住宅改造に要する費用の助成等	障害等の要件を満たす方の既存住宅について、住宅改修費用の助成に関する事業の適切な利用促進に努めます。	長寿障害福祉課

(3) 生活安全対策の推進

【施策の方針】

毎年日本全国で、地震や大雨による土砂災害など、何らかの災害が発生しています。災害を防ぐための取り組みはもちろん、災害が発生した場合でも、障害のある人などが安全に避難でき、避難所においても困難なく過ごせるようなきめ細やかな支援・配慮ができるよう、体制を整えておくことが重要です。避難行動要支援者避難支援制度への登録など、災害時等における体制の整備を進めていきます。

また、障害のある人などを標的とした犯罪被害を防ぎ、地域で安心して暮らせる環境の整備を進めます。

【主要施策】

①防災・防火対策の充実

施策・事業	概要	担当課
1 防災・防火対策等の推進	<p>消防本部や警察など関係機関との連携を強化し、障害者施設の防災・防火対策の推進や災害・火災発生時の緊急通報体制、救出・避難誘導体制の充実を図ります。</p> <p>障害のある人や高齢者など災害時要援護者への対策については、災害対策基本法に基づく「さぬき市避難行動要支援者避難支援計画」による活動が円滑に行えるよう、現在作成している避難行動要支援者名簿を適宜更新していくとともに、必要な個別計画の作成や見直しを行います。また、障害のある人が利用する事業所に対しては緊急時対応マニュアルの作成や避難訓練等の実施状況を確認します。</p> <p>庁内関係課や県東讃保健福祉事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係施設等との日ごろからの連携を図ります。</p>	福祉総務課 長寿障害福祉課
2 福祉避難所の整備	<p>大規模災害時において、高齢者や障害者などの特別な配慮を必要とする人が避難生活を送るために欠くことのできない福祉避難所については、福祉施設等と連携して整備・拡充を図ります。</p>	危機管理室 福祉総務課
3 緊急時の支援体制の充実	<p>急病や災害時の緊急時に迅速に対応できるよう、聴覚・音声・言語機能に障害のある人へ配慮した設備等を整備・周知します。</p>	危機管理室
4 避難所となる公共施設の整備・改善	<p>大規模災害発生時の避難所となる学校や集会所等の公共施設については、耐震診断・改修等に合わせて障害のある人や災害時における負傷者の利用に配慮した整備・改善を進めます。</p>	危機管理室

②防犯対策の充実

施策・事業	概要	担当課
1 防犯対策の強化・充実	障害のある人や認知症の高齢者等に対する犯罪被害を防止するため、振り込め詐欺などの防犯知識の周知徹底や、悪徳商法等の消費者被害防止に向けた情報の提供に努めます。地域における近隣市民相互の声かけやパトロールなどによる連携、ネットワーク化に努めるとともに、防犯活動の充実を促進し、犯罪被害の発生を未然に防ぐ取り組みの充実に努めます。	生活環境課

**第3部 さぬき市障害福祉計画(第5期)・
さぬき市障害児福祉計画(第1期)**

第1章 障害福祉計画における目標

1. 平成32年度（2020年度）における数値目標

本市では、国の「基本指針」及び香川県の策定方針に基づき、本計画の計画期間（平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度））における成果目標を次の通り設定します。

（1）福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

○地域生活への移行を進める観点から、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成32年度（2020年度）末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

【目標設定にあたっての考え方】

本市の施設入所者の状況は、退所者があっても新たな入所者が決定する状況にあります。そのため、施設入所者数の削減に関する目標は、市の実情を踏まえ、平成28年度末時点の施設入所者数の94人を超えないことを平成32年度（2020年度）末の目標とします。また、施設入所者の地域生活移行者数に関する目標は、平成28年度末時点における施設入所者のうち、平成32年度（2020年度）末までに地域生活へ移行する人数を2人（2%）以上とします。

■数値目標■

	平成28年度末時点	平成32年度（2020年度）末時点
施設入所者数	94人	94人
地域生活移行者数 （移行率）		2人 （2%）

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針】

- 平成 32 年度（2020 年度）末までにすべての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会などの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。
- 平成 32 年度（2020 年度）末までにすべての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。
- 地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1 年以上の長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、平成 32 年度（2020 年度）末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上の長期入院患者数及び香川県において算定した平成 32 年度（2020 年度）末の精神病床における 65 歳未満の 1 年以上の長期入院患者数の目標値を設定する。
- 地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害のある人の退院に関する目標値として、入院後 3 か月時点の退院率については 69%以上とし、入院後 6 か月時点の退院率については 84%以上とし、入院後 1 年時点の退院率については 90%以上とすることを基本とする。

【目標設定にあたっての考え方】

本市においては、平成32年度（2020年度）末までに保健、医療、福祉関係者の協議の場を大川圏域で1箇所設置することを目指します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の基本指針】

○地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）について、平成32年度（2020年度）末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

【目標設定にあたっての考え方】

障害のある人の高齢化や重度化、親亡き後の課題については、全国的な課題の1つとなっています。相談や体験の機会・場など、地域生活拠点等に求められる機能を果たせるよう、引き続き地域生活支援拠点の機能強化に努めていきます。

■数値目標■

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域生活支援 拠点等の設置数 (箇所)	実績	実績見込み	見込み	見込み	見込み
	-	1	1	1	1

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- 平成 32 年度（2020 年度）中に一般就労に移行する者を平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることを基本とする。
- 平成 32 年度（2020 年度）末における就労移行支援事業の利用者数を平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを旨とする。
- 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを基本とする。

【目標設定にあたっての考え方】

本市の福祉施設から一般就労への移行者数は、3～4名で推移しています。そのため、平成32年度（2020年度）以降の移行者数については6人とし、平成28年度の1.5倍とすることを目標とします。

また、平成30年度（2018年度）に開始される就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを目標とします。

■数値目標■

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
福祉施設から 一般就労への 移行者数 (実人員)	実績 4	実績見込み 3	見込み 4	見込み 5	見込み 6

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- 平成32年度(2020年度)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一箇所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 平成32年度(2020年度)末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成32年度(2020年度)末までに、主に重症心身障害のある子どもを支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも一箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成30年度(2018年度)末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■数値目標■

	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
	実績	実績見込み	見込み	見込み	見込み
児童発達支援センターの設置 (設置数)	1	1	1	1	1
保育所等訪問支援事業を実施する体制 (設置数)	0	0	0	0	0
重症心身障害児を対象とした児童発達支援事業所 (設置数)	0	0	0	0	0
重症心身障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所 (設置数)	0	0	0	0	0
医療的ケア児支援のための協議の場 (設置数)	0	0	1	1	1

※児童発達支援センター・医療的ケア児支援のための協議の場は大川圏域での設置。

第2章 障害福祉サービス等の見込量とその確保方策

1. 障害福祉サービス等の見込量及び確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスに含まれるサービスは以下の通りです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
居宅介護	居宅で入浴や排泄、家事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方が対象です。 居宅で入浴や排泄、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事や、生活等に関する相談・助言その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障害のため、移動に著しい困難を有する方が対象です。 外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際に必要な援助（代読・代筆等）を行います。
行動援護	知的障害や精神障害のため、行動に著しい困難があり、常時介護を必要とする方が対象です。 行動する際の危険を回避するために必要な援護、外出時には移動中の介護や、排泄、食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺で寝たきりの状態にある方、知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方が対象です。 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活援助、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。

①サービスの現状・課題

訪問系サービスの利用状況について、利用人数・利用時間の実績をみると、第4期計画での見込みよりも大幅に増加しています。これは、重度訪問介護の利用が増加しているほか、同行援護の利用が伸びたことが理由として挙げられます。なお、重度障害者等包括支援については、対応可能な事業所が香川県内に所在していないため、利用がない状態となっています。

■訪問系サービスの利用実績■

区分	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度) (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	延利用時間数 (時間/月)	950	1,226	975	1,300	1,000	1,350
	利用者数 (人/月)	72	90	74	88	76	86

②サービス見込量とその確保のための方策

県や地域自立支援協議会と連携しながら障害の特性を理解したヘルパー等の確保や研修会開催等、人材の確保・育成や質の向上に努めるなど、サービス提供事業者に対する支援体制の強化に取り組み、一人ひとりのニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。

■訪問系サービスの見込量■

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括 支援	延利用時間数 (時間/月)	1,400	1,450	1,500
	利用者数 (人/月)	90	92	94

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスに含まれるサービスは以下の通りです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
生活介護	常時介護を必要とする方が対象です。 主に昼間、入浴、排泄及び食事等の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供、その他の身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害や難病を有する方などが、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談や助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害や精神障害を有する方が、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所に通所、または同施設・事業所が当該障害者の居宅を訪問し、入浴や排泄、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障害や精神障害を有する方に、障害福祉サービス事業所等の居室その他の設備を利用してもらいながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談や助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障害者であり、一般就労が可能と見込まれる方が対象です。生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供を通し、就労に必要な知識、能力向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援を行います。 就職後には職場定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（A型）	一般就労が困難な障害者に、雇用契約等に基づく生産活動その他の活動の機会を提供します。 また、適切な支援等により一般就労が可能な方については、就労に必要な知識・技術の習得や能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労継続支援（B型）	就労経験はあるものの、年齢その他の理由により一般就労が困難な障害者や、就労移行支援で一般就労に至らなかった方、その他通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	平成 30 年度（2018 年度）に開始されるサービスです。 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、日常生活上の世話その他必要な医療を受け、常時介護を要する方が対象です。 主に昼間、上記の支援を行うとともに、医療に係るものを療養介護医療として提供します。
短期入所（福祉型・医療型）	居宅で介護を行う人が、疾病その他の理由により介護を行うことができない場合等に、支援を必要とする方が、障害者支援施設や児童福祉施設に短期間入所（宿泊）するもので、入浴や排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。

①サービスの現状・課題

日中活動系サービスのうち、生活介護の利用が大幅に伸びています。また、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援の利用も第4期計画での見込みを超えて推移しています。

■日中活動系サービスの利用実績■

区分	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度) (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
生活介護	利用量 (人日/月)	2,640	2,595	2,680	2,715	2,720	2,850
	利用者数 (人/月)	132	131	134	136	136	140
自立訓練（機能訓練）	利用量 (人日/月)	10	73	10	35	10	35
	利用者数 (人/月)	1	4	1	2	1	2
自立訓練（生活訓練）	利用量 (人日/月)	50	7	50	16	50	45
	利用者数 (人/月)	5	1	5	2	5	4
就労移行支援	利用量 (人日/月)	45	60	45	85	45	55
	利用者数 (人/月)	3	5	3	8	3	3
就労継続支援（A型）	利用量 (人日/月)	60	30	80	42	100	100
	利用者数 (人/月)	3	3	4	3	5	5
就労継続支援（B型）	利用量 (人日/月)	2,600	2,216	2,700	2,217	2,800	2,300
	利用者数 (人/月)	130	146	135	140	140	140
就労定着支援	利用者数 (人/月)						
療養介護	利用者数 (人/月)	12	13	12	12	12	12
短期入所（福祉型）	利用量 (人日/月)	148	124	156	115	164	120
	利用者数 (人/月)	37	37	39	38	41	35
短期入所（医療型）	利用量 (人日/月)	2	0	2	0	2	0
	利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0

②サービス見込量とその確保のための方策

引き続き、必要なサービスが提供できるよう、サービス提供事業者の確保を図るとともに、各関係機関との連携による情報提供に努めます。また、地域生活への移行を踏まえ、自立訓練（機能訓練・生活訓練）や短期入所（福祉型）などのサービス提供を図っていきます。

■日中活動系サービスの見込み量■

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
生活介護	利用量 (人日/月)	2,970	3,100	3,200
	利用者数 (人/月)	142	144	146
自立訓練(機能訓練)	利用量 (人日/月)	23	23	23
	利用者数 (人/月)	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	利用量 (人日/月)	40	40	40
	利用者数 (人/月)	4	4	4
就労移行支援	利用量 (人日/月)	90	90	90
	利用者数 (人/月)	4	4	4
就労継続支援(A型)	利用量 (人日/月)	130	150	170
	利用者数 (人/月)	6	7	8
就労継続支援(B型)	利用量 (人日/月)	2,500	2,700	2,800
	利用者数 (人/月)	140	150	155
就労定着支援	利用者数 (人/月)	0	1	1
療養介護	利用者数 (人/月)	14	14	14
短期入所(福祉型)	利用量 (人日/月)	125	130	135
	利用者数 (人/月)	38	40	42
短期入所(医療型)	利用量 (人日/月)	6	6	6
	利用者数 (人/月)	3	3	3

(3) 居住系サービス

居住系サービスに含まれるサービスは以下の通りです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
自立生活援助	平成 30 年度（2018 年度）に開始されるサービスです。 集団生活ではなく一人暮らしを希望する障害者のうち、知的障害や精神障害により理解力や生活力などが十分でなく、一人暮らしができない人のために、定期的な巡回訪問による生活の確認や必要な助言を行います。また、利用者からの相談・要請に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障害により単身での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、共同生活を営む住居において相談、入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	地域での生活が困難な方等に対し、主として夜間において、入浴、排泄及び食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

①サービスの現状・課題

居住系サービスの利用状況について、1月当たりの利用者数は以下の通りです。共同生活援助の利用が伸びていますが、施設入所支援はほぼ横ばいで推移しています。

■居住系サービスの利用実績■

区分	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度) (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
自立生活援助	実利用者数 (人/月)						
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	27	32	28	42	29	40
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	93	95	93	94	93	98

②サービス見込量とその確保のための方策

自立生活援助については、サービスの提供が可能な事業者の確保を図ります。また、地域移行の推進により、グループホームの新設を支援していきます。

■居住系サービスの見込み量■

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	42	44	46
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	96	95	94

(4) 相談支援サービス

相談支援サービスに含まれるサービスは以下の通りです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
計画相談支援	障害福祉サービスを申請した障害者（児）に対し、サービス等利用計画を作成します。 また、支給決定後はサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等や精神科病院に長期間入所・入院しており、地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする方に対し、退所・退院後の住居の確保や、地域生活全般に関する相談その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活する障害者に対し常時の連絡体制を確保し、障害特性に起因する緊急事態において、相談、訪問その他の必要な支援を行います。

①サービスの現状・課題

計画相談支援の利用は400人前後で推移しています。一方、地域移行支援、地域定着支援の利用実績はありません。

■相談支援サービスの利用実績■

区分	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度) (見込量)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
計画相談支援	利用者数 (人/年)	300	406	315	395	330	410
地域移行支援	利用者数 (人/年)	1	0	1	0	1	0
地域定着支援	利用者数 (人/年)	1	0	1	0	1	0

②サービス見込量とその確保のための方策

計画相談支援については、今後も増加することを見込み、事業者の確保に努めます。また、地域移行の推進を踏まえ、地域移行支援、地域定着支援についても利用を見込みます。

■相談支援サービスの見込み量■

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
計画相談支援	利用者数 (人/年)	415	420	425
地域移行支援	利用者数 (人/年)	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/年)	0	1	1

※ 3 月末時点の人数（給付決定数）。

第3章 地域生活支援事業の充実

1. 地域生活支援事業の実績と見込み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条に基づき、障害のある人や家族介助者が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

本市では、これまで実施してきた事業の実績やニーズを踏まえて、各事業について実施していきます。

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行い、共生社会の実現を図ります。

第4期における実績と第5期における見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
	理解促進研修・啓発事業	事業数 (件/年)	計画値	0	0
実績値			0	0	1

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
理解促進研修・啓発事業	事業数 (件/年)	1	1	1

(2) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を図ることや、権利擁護のための必要な援助を行います。

②基幹相談支援センター

総合的な相談に対応するほか、権利擁護（成年後見制度や虐待防止の相談）、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。

③基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援機能の強化のため、相談支援機関に専門的職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置するものです。

第4期における実績と第5期における見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
	障害者相談支援事業	委託事業所数 (箇所)	計画	9	9
実績			9	9	9
基幹相談支援センター	実施箇所数 (箇所)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
基幹相談支援センター等 機能強化事業	利用件数 (件/年)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0

■事業の見込み■

事業名	単位	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	委託事業所数 (箇所)	9	9	9
基幹相談支援センター	実施箇所数 (箇所)	0	0	1
基幹相談支援センター等 機能強化事業	利用件数 (件/年)	0	0	0

(3) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援し、障害者の権利擁護を図ります。

第4期における実績と第5期における見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
	成年後見制度利用支援 事業	利用件数 (件/年)	計画	9	9
実績			8	7	8

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度利用支援 事業	利用件数 (件/年)	8	10	10

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ります。

第4期における実績と第5期における見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
	成年後見制度法人後見 支援事業	利用件数 (件/年)	計画	0	0
実績			0	0	0

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
成年後見制度法人後見 支援事業	利用件数 (件/年)	0	0	1

(5) 意思疎通支援事業

日常生活を営む上で意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援します。

第4期における実績と第5期における見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
	意思疎通支援事業	実利用者数 (人/年)	計画	7	7
実績			8	7	7

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
意思疎通支援事業	利用件数 (件/年)	54	54	54

※単位は人数から件数に変更。

(6) 日常生活用具給付事業

①介護・訓練支援用具

特殊寝台や特殊マットなど、障害者の身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子などを給付します。

②自立生活支援用具

入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴・食事・移動等の自立生活を支援するための用具を給付します。

③在宅療養等支援用具

電気式痰吸引器や盲人用体温計など、障害者の在宅療養等を支援するための用具を給付します。

④情報・意思疎通支援用具

点字器や人工喉頭など、障害者の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援するための用具を給付します。

⑤排泄管理支援用具

ストーマ用装具など、障害者の排泄管理を支援する衛生用品を給付します。

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修等）

障害者の居宅における円滑な生活動作等を図るため、小規模な住宅改修を行う際に、費用の一部を助成します。

第4期における実績と第5期における見込みは次の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
			(2015 年度)	(2016 年度)	(2017 年度)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	計画	5	5	5
		実績	0	4	5
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	計画	10	10	10
		実績	4	12	10
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	計画	15	15	15
		実績	14	6	12
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	計画	15	15	15
		実績	16	13	15
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	計画	1,230	1,240	1,250
		実績	1,256	1,256	1,260
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件/年)	計画	1	1	1
		実績	1	3	3

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
介護・訓練支援用具	利用件数 (件/年)	5	5	5
自立生活支援用具	利用件数 (件/年)	10	10	10
在宅療養等支援用具	利用件数 (件/年)	12	12	12
情報・意思疎通支援用具	利用件数 (件/年)	15	15	15
排泄管理支援用具	利用件数 (件/年)	1,260	1,260	1,260
居宅生活動作補助用具 (住宅改修等)	利用件数 (件/年)	3	3	3

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

第4期における実績と第5期における見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人/年)	計画	0	0	1
		実績	4	6	7

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
手話奉仕員養成研修事業	利用者数 (人/年)	7	7	7

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

第4期における実績と第5期における見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位		平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
	移動支援事業	実利用者数 (人/年)	計画	62	64
実績			69	64	64
延利用時間 (時間/年)		計画	5,700	5,900	6,100
		実績	5,308	4,621	4,600

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
移動支援事業	実利用者数 (人/年)	66	67	68
	延利用時間 (時間/年)	4,500	4,500	4,500

(9) 地域活動支援センター事業

障害のある人の地域生活を支援するために、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、日常生活に必要な便宜供与を行います。

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
地域活動支援センター (I 型)	実施箇所数 (箇所)	4	4	4
	実利用人数 (人/日)	11	10	10
地域活動支援センター (II 型)	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
	実利用人数 (人/日)	2	2	2

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
地域活動支援センター (I 型)	実施箇所数 (箇所)	4	4	4
	実利用人数 (人/日)	10	10	10
地域活動支援センター (II 型)	実施箇所数 (箇所)	1	1	1
	実利用人数 (人/日)	2	2	2

(10) 福祉ホームの運営

住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で居室や設備、日常生活に必要なサービスを提供します。

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
福祉ホーム	実利用者数 (人)	2	1	1

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
福祉ホーム	実利用者数 (人)	1	1	1

(11) 訪問入浴サービス

居宅での入浴が困難な在宅の重度障害のある人の居宅を訪問し、入浴介護を行います。

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (推計値)
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	2	2	2

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
訪問入浴サービス	実利用者数 (人)	2	2	2

(12) 日中一時支援

通常介助している方が、病気や出産、休養等の理由で介助できない時に、障害福祉サービス事業所等で障害のある人に日中活動の場を提供し、見守り（日常的な訓練を含む）等を行います。

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
日中一時支援	実施箇所数 (箇所)	15	13	13

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
日中一時支援	実施箇所数 (箇所)	14	14	14

(13) 社会参加支援

①声の広報発行

視覚障害のある人に対し、市が発行する広報の内容をCD等で提供することにより、視覚障害のある人の社会参加を図ることを目的とします。

②自動車改造費助成

身体障害者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成し、障害者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図ります。

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実施状況■

事業名	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
声の広報発行	実利用者数 (人)	7	5	5
自動車改造費助成	実利用者数 (人)	0	3	1

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
声の広報発行	実利用者数 (人)	5	5	5
自動車改造費助成	実利用者数 (人)	2	2	2

(14) 発達障害相談支援事業

①個別相談・療育

臨床心理士等専門スタッフによる発達障害の個別相談・療育を実施し、すべてのライフステージを通じた支援体制の充実を図ります。

②早期支援コーディネーター巡回訪問

早期支援コーディネーターを保育所（園）・幼稚園・認定こども園等に派遣し、支援を要する幼児の適切な支援方法や環境整備について指導助言を行い、円滑な就学に向けてサポートをします。

③機関支援

小・中学校に臨床心理士を派遣し、集団の場での児童生徒の行動観察、教職員へのコンサルテーションを行います。

事業の実施状況と見込みは以下の通りです。

■事業の実績■

事業名	単位	平成 27 年度 (2015 年度)	平成 28 年度 (2016 年度)	平成 29 年度 (2017 年度)
個別相談・療育	延利用者数 (人)	258	348	400
早期支援コーディネーター巡回訪問	実施回数 (回)	151	160	160
機関支援	実施回数 (回)	5	40	40

■事業の見込み■

事業名	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
個別相談・療育	延利用者数 (人)	400	400	400
早期支援コーディネーター巡回訪問	実施回数 (回)	160	160	160
機関支援	実施回数 (回)	40	40	40

第4章 障害児通所支援等の見込量

1. 障害児通所支援等の見込量

(1) 障害児を対象としたサービス

障害児を対象とした支援サービスに含まれる各サービスの内容は以下の通りです。

■サービスの内容■

区分	実施内容
児童発達支援	未就学児に、児童発達支援センターその他の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある未就学児に、医療型児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園及び大学を除く。）授業の終了後や休校日に、児童発達支援センターその他の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流促進等を行います。
保育所等訪問支援	障害児の通う保育所等を訪問し、障害児以外の児童等との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	平成30年度（2018年度）から開始されるサービスで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所支援等を申請した障害児に対し、障害児支援利用計画を作成します。 また、支給決定後は障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）等を行います。

①サービスの現状・課題

児童発達支援、医療型児童発達支援の利用が伸びています。一方、放課後等デイサービスの利用者は減少傾向にあり、1人当たりの利用量は県下で2番目に多くなっています。

■障害児通所支援サービスの利用実績■

区分	単位	平成 27 年度 (2015 年度)		平成 28 年度 (2016 年度)		平成 29 年度 (2017 年度)	
		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
児童発達支援	利用量 (人日/月)	60	47	70	46	80	70
	利用者数 (人/月)	12	14	14	15	16	14
医療型児童発達支援	利用量 (人日/月)	5	0	5	18	5	10
	利用者数 (人/月)	1	0	1	2	1	2
放課後等デイサービス	利用量 (人日/月)	650	585	700	474	750	420
	利用者数 (人/月)	58	57	63	48	68	45
保育所等訪問支援	利用者数 (人/月)	3	2	3	1	3	2
居宅訪問型児童発達支援	利用量 (人日/月)						
	利用者数 (人/月)						
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	58	66	63	68	68	65

②サービス見込量

第5期計画期間におけるサービスの見込量は以下の通りです。現在の利用量と同程度で推移するものと見込みます。また、平成31年度（2019年度）より新たに「医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター」の配置を見込みます。

■障害児通所支援サービスの見込量■

区分	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	平成 31 年度 (2019 年度)	平成 32 年度 (2020 年度)
児童発達支援	利用量 (人日/月)	70	70	70
	利用者数 (人/月)	15	15	15
医療型児童発達支援	利用量 (人日/月)	20	20	20
	利用者数 (人/月)	2	2	2
放課後等デイサービス	利用量 (人日/月)	450	450	450
	利用者数 (人/月)	45	45	45
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	6	6	6
	利用者数 (人/月)	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	利用量 (人日/月)	0	0	0
	利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	利用者数 (人/年)	65	65	65
医療的ケア児に対する関連分野支援コーディネーター	配置人数 (人)	0	1	1

※障害児相談支援は3月末時点の人数（給付決定者）。

第5章 計画の達成状況の点検及び評価

1. 点検及び評価の基本的な考え方

本計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成32年度（2020年度）の目標値として設定した項目について実績を把握するとともに、分析、評価を行い、必要に応じて計画の変更等の措置を講じることとします。

2. 点検及び評価体制

計画の達成状況の点検については、計画年度の実績値を確認するとともに、その結果を分析し、保健・福祉の関係機関・団体の代表者等で構成する「大川圏域地域自立支援協議会」に報告、意見を求めることとします。その結果必要と判断した場合は、本計画の策定委員会委員に参加をいただき、見直しの検討を行います。

3. 点検及び評価結果の周知

計画期間中の点検及び分析については、その結果を、市ホームページ等を通じて、広く市民に周知を図ります。また、本計画の内容が変更された場合には、ホームページ等で周知します。

発行年月：平成30年3月

発行：さぬき市

編集：さぬき市健康福祉部福祉事務所長寿障害福祉課

〒769-2392

香川県さぬき市長尾東888番地5

T E L：(0879) 52-2516

F A X：(0879) 52-2990